

第 1 3 0 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

報告第 2 号	専決処分の報告の件（損害賠償に係る額の決定及びその和解）
報告第 3 号	令和 7 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
報告第 4 号	令和 7 年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
報告第 5 号	令和 7 年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
第 4 8 号議案	中播公平委員会委員の選任の件
第 4 9 号議案	神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 0 号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 1 号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 2 号議案	神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 3 号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第 5 4 号議案	神河町ケーブルテレビネットワーク 1 0 G－E P O N 更新業務委託契約の件
第 5 5 号議案	神河町ケーブルテレビネットワーク通信系装置更新業務委託契約の件
第 5 6 号議案	旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体外工事請負契約の件
第 5 7 号議案	令和 8 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
第 5 8 号議案	令和 8 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 5 9 号議案	神河町わくわく公園条例を廃止する条例制定の件
第 6 0 号議案	神河町宿泊施設条例の一部を改正する条例制定の件
第 6 1 号議案	財産処分の件

神河町告示第125号

第130回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月2日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和8年6月10日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

京 極 歌 織

三 谷 克 巳

鶴 野 義 一

澤 田 俊 一

小 島 義 次

関 口 裕

木 村 秀 幸

安 部 重 助

栗 原 廣 哉

○応招しなかった議員

な し

令和 8 年 第130回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 8 年 6 月10日（水曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月10日 午前 9 時開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告の件（損害賠償に係る額の決定及びその和解） |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 | 令和 7 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件 |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 | 令和 7 年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件 |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 | 令和 7 年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件 |
| 日程第 8 | 第48号議案 | 中播公平委員会委員の選任の件 |
| 日程第 9 | 第49号議案 | 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第50号議案 | 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第11 | 第51号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第12 | 第52号議案 | 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第13 | 第53号議案 | 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第14 | 第54号議案 | 神河町ケーブルテレビネットワーク10G－E P O N更新業務委託契約の件 |
| 日程第15 | 第55号議案 | 神河町ケーブルテレビネットワーク通信系装置更新業務委託契約の件 |
| 日程第16 | 第56号議案 | 旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体外工事請負契約の件 |
| 日程第17 | 第57号議案 | 令和 8 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第18 | 第58号議案 | 令和 8 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号） |

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸報告 |

日程第 4	報告第 2 号	専決処分の報告の件（損害賠償に係る額の決定及びその和解）
日程第 5	報告第 3 号	令和 7 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
日程第 6	報告第 4 号	令和 7 年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
日程第 7	報告第 5 号	令和 7 年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
日程第 8	第48号議案	中播公平委員会委員の選任の件
日程第 9	第49号議案	神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第50号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第51号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第52号議案	神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第53号議案	神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第54号議案	神河町ケーブルテレビネットワーク10G－E P O N更新業務委託契約の件
日程第15	第55号議案	神河町ケーブルテレビネットワーク通信系装置更新業務委託契約の件
日程第16	第56号議案	旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体外工事請負契約の件
日程第17	第57号議案	令和 8 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第18	第58号議案	令和 8 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）

出席議員（12名）

1 番	小 寺 俊 輔	7 番	澤 田 俊 一
2 番	吉 岡 嘉 宏	8 番	小 島 義 次
3 番	松 岡 宣 彦	9 番	関 口 裕
4 番	京 極 歌 織	10番	木 村 秀 幸
5 番	三 谷 克 巳	11番	安 部 重 助
6 番	鵜 野 義 一	12番	栗 原 廣 哉

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 榎 谷 美 幸 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	中 野 宏 昭
総務課長	高 内 教 男	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	廣 納 智 彦		丸 尾 計 子
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井 出 博		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三
.....	藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前 川 穂 積		平 岡 万寿夫
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
.....	岩 田 勲		児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長		教育課副課長兼社会教育特命参事	
.....	石 橋 啓 明		羽 岡 幹 雄
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事			
.....	松 原 良 人		

議長挨拶

○議長（栗原 廣哉君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨空の下、色とりどりのアジサイが咲き、私たちの目を楽しませてくれておりますが、近年の地球の温暖化に伴う異常気象で、いつ、どこで線状降水帯が発生し、大雨等の災害被害が起こるか分からない季節ともなっております。

本日、ここに第130回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。

最近の世界情勢は、アメリカとイラン間の軍事衝突や経済制裁をめぐる対立、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、そして、各国が安全保障とAI技術の融合を加速化させるなど、大きな地政学的転換点にあります。国内に目を向けると、6月5日に令和8年度補正予算総額3兆1,135億円が成立し、中東情勢の長期化によるガソリン価格の補助などの生活支援、また、予備費に充てられます。兵庫県においては、いまだ知事と

県議会の関係が判然とせず、少し停滞しているのではと見えます。我が町においては、過去最高となる１１１億円の予算が組まれ、令和８年度事業がスタートしております。適正に執行され、町民皆様が喜ばれるまちづくりができるよう、議会の責任をしっかりと果たさなければなりません。

本日提案されます案件は、報告、人事案件、条例の一部改正、業務委託契約、請負契約、補正予算の計１５件が予定されています。この後、議会運営委員長より詳しく報告があります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第１３０回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日ごとに山の木々の緑が色濃くなり、爽やかな風を感じています。また、町内各地で、特に猪篠区の庭先や農道の脇一帯には、アジサイの淡いグラデーションを集中して見ることができる季節となりました。アジサイの開花と併せて、今年の近畿地方は平年よりも２日早い、先週、４日の梅雨入りとなりました。近年では、台風に伴う大雨のほか、それ以外での大雨も警戒しなければならない状況がしばしば発生しています。これから梅雨入りとともに、梅雨前線の発達に伴う線状降水帯の動きに注視しながら、最新の情報発信、早め早めの避難指示など、水防対策に努めてまいります。

そのような中、３０日にはグリーンデルホールにおいて自主防災かみかわの総会が開催され、総会終了後、昨年度から災害復興支援のため職員派遣をしています、令和６年の能登半島地震で被災された石川県穴水町より吉村光輝町長をお迎えして防災講演会が開催されました。演題は、「地震発生時における災害対応～みんなで創ろう未来のあなみず～」と題して、現場のトップとして直面された危機管理の現実と復興への道筋について、大変貴重な講演をいただきました。また、講演会終了後、神河町と穴水町との災害時相互応援協定を締結させていただきました。近年の災害は激甚化、頻発化していることから、有事の際に自治体間のネットワークがこれまで以上に不可欠であり、特に大規模災害時は遠方の自治体間相互応援が高い支援効果を発揮します。今回の締結を契機に両町の防災力がさらに高まり、地域住民の皆様の安全・安心につながることを確信しております。

５月２２日からは、第１７回目となりますブロック別町長懇談会を開催しています。今回は、公立神崎総合病院から院長ほか幹部が出席して意見交換させていただいています。あわせて、議員各位におかれましては、懇談会傍聴参加、ありがとうございます。懇談会での行政とブロック参加者からの発言と意見交換について、これについて、議員各位と情報共有ができることにつきまして感謝申し上げます。現在、５ブロックを終了

して、今後、長谷、栗賀南ブロックのツーブロックでの開催となります。神河町の政策ほか、病院経営についての御意見と、各地区地域自治協議会の課題を共有し、次の政策にしっかりと生かしてまいります。

さて、6月がスタートしました。1日から5日まで、神河中学校2年生によるトライやる・ウィークが行われました。町内事業所の皆様には、御協力いただき誠にありがとうございました。6日には町内の幼稚園と小学校で運動会が開催され、園児、児童の力いっぱいの演技に、保護者の皆様はじめ、地域の皆様からの大きな声援で運動会を終えることができました。改めまして、御指導いただきました先生方をはじめ、御理解、御協力いただいた保護者の皆様に感謝申し上げます。その夜には、中村区ではたる祭りが開催されました。今年は例年より少し早くから飛んでいまして、イベント終了後は蛍鑑賞を楽しませていただきました。そして、今週土曜日、13日には犬見川、こっとう亭でそれぞれはたる祭りが開催されます。ぜひ皆様も初夏の夜を彩る幻想的なひとときを御堪能ください。21日には、三木市の兵庫県広域防災センターにおいて第32回中播磨地区消防操法大会が開催されます。神河町消防団からは栗賀南分団が代表として出場します。日頃の訓練の成果を十分に発揮されますことを期待しています。

さて、本日は、第130回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告4件、人事案件1件、条例制定、改正5件、契約案件3件、令和8年度一般会計及び水道事業会計補正予算2件の計15件を提案させていただきます。

以上、議員の皆様にはよろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（栗原 廣哉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第130回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（栗原 廣哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

3番、松岡宣彦議員、4番、京極歌織議員、以上2名を指名します。

○議長（栗原 廣哉君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

澤田俊一議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の澤田です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月4日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月25日までの16日間と決しております。

町長から提案されます議案は、報告4件、人事案件1件、条例の一部改正5件、業務委託契約2件、工事請負契約1件、補正予算2件の計15件です。

議会から提出議案はございません。

また、閉会中に受理した請願等はございませんが、陳情1件を受理しております。議会運営基準第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第2号から第5号については了承、第48号議案から第56号議案については、討論の後、表決をお願いすることにしております。第57号議案の令和8年度一般会計補正予算（第1号）については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。一般会計と関連がない第58号議案は、討論の後、表決をお願いすることにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを6月1日の午後3時とし、5名の議員から通告がありました。18日の定例会2日目の9時30分から行います。

25日の最終日は、総務文教常任委員会に付託しました議案の審査報告を受け、討論の後、表決をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程、議事日程について協議し、議長をお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（栗原 廣哉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間と決定しました。

日程第 3 諸報告

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査、行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員長の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会委員長の吉岡嘉宏でございます。それでは、総務文教常任委員会の開催結果報告について御報告をいたします。

日時は、令和 8 年 5 月 22 日午前 9 時から午後 5 時 15 分まで行いました。場所、出席者等はタブレットのとおりでございます。

委員会の調査事項としまして、次、めくっていただいて、委員会調査結果報告を Q & A 方式で朗読し、報告に代えさせていただきます。

まず最初に、教育委員会、学校教育関係でございます。第 4 期かみかわ教育創造プランの取組状況についての Q & A でございます。

クエスチョン、第 3 期神河町子ども・子育て支援事業計画概要版に、こども基本法とか子供の権利について書かれていたが、これにまつわる今後の計画や進捗状況をお聞かせ願いたい。アンサー、年に 1 回、子ども・子育て会議を開催しており、その中で進捗状況を確認し、修正すべき点は修正している。

クエスチョン、朝来市のこどもあさご未来会議のように、子供自身が参加することが重要だと思う。例えば中高生とか小学生、子育て世代の対話の場づくりの検討はどうなっているか。アンサー、コロナ以前には神河中学生が年に 1 回町長室に来て、提案を受けたり意見交換をしていた。今後、生徒会を中心にした意見交換会を検討したい。

クエスチョン、小学生についてはどうか。アンサー、中学生の町長との懇談は、事前に生徒会で意見集約したりしての準備ができていた。小学生にそれができるかという点と、先生方の負担の問題が考えられる。今後、校長会でも伝え、可能かどうか探っていきたい。

クエスチョン、公民館事業の子ども教室で茶道、お菓子づくり、ドローン体験、ふるさと探検隊とかのメニューは、子供からの希望が元なのか。アンサー、アンケートを取って決定したものではない。しかし、これまでの経験からだが、アンケートの多いものから事業化して、参加者につながらないこともある。子ども会議の場で、意見聴取も踏まえ、アンケートを検討していきたい。

クエスチョン、基本方針 2 の全ての子どもたちが自分らしく安心して過ごせるとのと

ところで、町民からの声で、小学校から中学校に上がった段階で校則が急に厳しく感じるというか、白スニーカー指定だったり、靴下、下着に至っても白に指定されているということに違和感をすごく感じるとのこと。この基本方針2にそぐわないのではないですか。アンサー、中学校には校則がある。一昨年度に見直しがあったが、これは先生方が見直したのではなく、生徒が自ら考えて、生徒会を中心にまとめられたものである。

次に、小学校の適正規模・適正配置についてであります。少し長くなりますが、ここに大切な答申がされていますので、抜粋ではありますが、答申を朗読します。

神河町立小学校及び中学校の今後の在り方について（答申）の抜粋。神河町学校教育審議会、令和8年3月に出されたものであります。

諮問1、神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい1学級当たりの人数。

提言内容。①小学校、中学校ともクラス替えができる1学年2学級以上が望ましい。②しかしながら、現段階の神河町の出生者数を考慮すると、小学校は1学年1学級以上が維持できる規模が望ましい。③ただし、長谷小学校については、神河町の状況を考慮すると複式学級を直ちに解消することは困難であるため、ほかの市町で取り入れられている制度（例えば小規模特認校制度など）を研究・検討することが望ましいという、こういう答申がございました。

諮問2であります。神河町立小学校の校区の考え方。

提言内容でございます。①神河町においては、小学校については旧町域に少なくとも1校は配置されていることが望ましい。②小学校の校区は現在の校区を基本に考えることが望ましい。ただし、長谷小学校の校区に関しては、現在の校区を基本にしながら、ほかの市町で実施されている小規模特認校制度や特定地域選択制の導入も視野に入れて検討されることが望ましい。③小規模特認校制度を導入する場合は、特認校としての特色づくりを進め、複式学級の解消を目指すことが望ましい。④なお、小学校区に関する見直しを行う場合は、他市町における通学に係る制度・方法についても十分に研究し検討することが望ましい。

これらを受けての委員会でのQ & Aを報告します。

クエスチョン、今回初めて学校教育審議会から小・中学校の在り方について全体的な答申が出た。長谷小に特化したものではないが、答申の中に特定地域選択制とか小規模特認校制度の導入も入っていた。懸念するのが、地域やPTAとの協議とその調整、また、通学の方法とか経費の問題。9月までに答申に基づいた一定の方針が出せるのか。アンサー、地域との調整は長谷地区自治協に説明した。また、PTAに対しては学校を通じて説明していく。特定地域選択制とは、川上・長谷に住んでいても隣接の寺前小学校を選択できる。転居の手続をしなくてもよいというメリットがある。小規模特認校制度とは、小規模校のよさを生かした教育で学ばせたいという保護者の希望にかなうもので、町内どこに住んでいても小規模校に入校できるというもの。小規模特認校制度の利用に関する通学費の補助は、4キロメートルを超える場合はバス通学の補助ができるが、

ダイヤの関係で公共交通を使えないケースは、別途何らかの補助を検討していきたい。

クエスチョン、自分が議員になった12年前のことだが、当時の長谷小PTAの意見は寺前小に行かせてほしいが大半の意見だった。その後、PTAのメンバーが替わり、長谷小で学びたい意見が増えて今の状態になっている。今後の児童数の見込みは最大で10人である。10人の児童で学校を運営することが正しいのかを、役場内、教育委員会内で検討されたい。10人の児童を教育するのに必要な教員の数はこれだけ必要、学校を維持管理するのにこれだけの経費が必要、しかし、こういう意義があるから小規模校として残すと発信することで前に進むのではないか。アンサー、役場の中だけの議論ではまとまらないので、学校教育審議会を立ち上げ、PTAの役員、民生児童委員、地域の方に入ってもらい提言してもらった。これまで統廃合した越知谷、上小田、川上、南小田、大山は、地域の方の意見で統合が進められた。しかし、長谷小は必ずしもそういう状況ではない。役場教育課として原案的なことを教育委員会に提案し、意見をいただいた上で政策決定すべきと考えている。学校教育審議会の提言の内容の期間は5年間であり、施策を打った上で5年程度の状況を見て改めて考え、原案を教育委員会の皆様に御提示する。

次に、幼・小・中学校施設整備事業の進捗状況についてという項目であります。

クエスチョン、令和8年度事業の中学校の屋外トイレの設置とLED化工事だが、中東情勢の影響により、ナフサ不足等で工事の遅れが心配されるがどうか。アンサー、中東の戦争は本日も終結しておらず、特にトイレの便器の調達が厳しいと聞いているので、工期変更や契約変更もあり得ると考えているので、お含みおきを。

次に、社会教育関係であります。施設の運営・維持管理の状況についてという項目です。

クエスチョン、町民温水プールの件、令和8年9月30日で閉館予定とのことだが、来年以降も再開はしないでもいいのか。また、トレーニングジムは令和9年3月31日で閉館予定とのことだが、9月30日以降、トレーニングジムだけのためオープンすることだが、1日何人利用されているのか。費用対効果の面からどうなのか。アンサー、温水プールは機器の不備と躯体の老朽化により本年9月30日で閉館し、来年以降も再開しない。トレーニングジムは月100人程度の利用件数。まだ使えるマシンの移設をどうするのかという点と、現在雇用している会計年度任用職員5名の代替の仕事の検討を来年3月31日までにを行うという考え方である。これらは役場の政策調整会議での決定事項である。本日、町議会の委員会に方向性をお示ししたので、あした以降、長谷地区の方に相談に回ることになっている。

クエスチョン、長谷小学校のプール利用は今後どうなるのか。アンサー、寺前小のプールを利用する。ワンボックスカーで行き、児童全員と教員複数の利用となる予定である。

クエスチョン、毎年5,000万から6,000万の赤字だから閉館しますという説明だ

が、例えばスイミングスクールの委託会社への支出が毎年約3,000万円ある。スイミングスクールをやめたら3,000万円赤字が圧縮できる。スイミングスクールの5月末の撤退を考慮しているか。アンサー、事業継続のためには温水プールの室内温度を上昇させるためのチラーを改修する必要があるが、全部改修すると1億5,000万の費用がかかる。あわせて、躯体も一度も大規模な改修をしていないので、こちらも相当な金額になるので閉館の方針とした。

クエスチョン、地元への説明の際は、躯体のうち鉄骨がこうなっており改修するのに何千万かかります、チラーが全14基あるが、何基は壊れているので、事業継続のためには1基幾らの費用で何基直す必要があり、合計何億何千万かかるというふうに数字を示し回っていただきたい。アンサー、令和3年に長谷地区区長様の連名で温水プール存続の要望書を頂いた。その際には、長谷地区においても利用者を増やす努力をする、町も利用者を増やすために無料開放デー、体験メニュー、料金改定も行った。両方で頑張ったが、こういう結果になったということも併せて説明して回りたい。

クエスチョン、これは議会からの投げかけだけです。アンサーはございません。クエスチョン、大河内ダム建設の際に、長谷地区の振興策としてホテルモンテ・ローザ、温水プール、町民体育館が建設された。その当時、汗をかかれたダム対策委員の皆様の理解なしにはこのことは始まらない。その方たちの理解の上で町議会としても判断したい。

次です。こども誰でも通園制度についてです。

クエスチョン、6か月の乳幼児から預けられるが、授乳の関係はどうなるのか。アンサー、事前に面談するので、例えばミルクについての注意点をしっかり把握できているお子様なら対応できる。

クエスチョン、現在、対象者が39名で登録者が6名、利用者はゼロ。登録制度だから、イレギュラーなことがあって使いたいとなっても無理と断られないように登録を促してもらいたい。アンサー、39名の対象者全員にはお知らせの通知をしている。ホームページへの掲載、子育てガイドブックへの掲載もしている。母子手帳の配付時にもチラシを送っている。登録を促す取組をしていく。

次の項目です。歴史文化遺産保存活用の取組状況について。

クエスチョン、福本遺跡の国指定に向けた取組でどういうことをして、どういうスケジュール感で進んでいくのか。アンサー、令和8、9年度に発掘調査をして全ての報告書をまとめ上げ、令和10年度ぐらいから文化庁への意見具申の準備に入り、令和11年度の国指定を目指している。

クエスチョン、歴史文化遺産を活用したまちづくりという項目がある。福本遺跡の発掘をして遺物の整理をしたとか、町史を編さんしたとかという成果物だけでなく、それらを活用し、おらが村の誇りであるという住民の意識改革と、観光施設として町内の経済効果を上げるという2つの目的を持って進めてほしいがどうか。アンサー、福本遺跡の国指定がそのきっかけになると思っているので、国指定に向けて頑張っていく。七宝

寺の鏡が国指定文化財になった。盗難や破損の心配があるので、国の博物館に保管されることになった。例えば姫路の博物館などへの里帰り展示もできないか、チャンスを探っていきたい。

次は図書コミュニティ公園関係、桜空関係であります。施設の運営・維持管理の状況について。

クエスチョン、図書コミは地域を担う人がよりどころとし、日常的に集うまちのリビングのようという位置づけである。リビングなら雑誌あたりを増やすとか、どういったところに特色を出すかに絞って増やしていただきたい、図書を増やしていただきたいということです。アンサー、スペース的にはほかの図書館から見ると制約があるが、様々な意見をお聞きし、司書と選書に取り組む。

クエスチョン、カフェコーナーの件、前事業者が撤退後、町内で募集しているが、断られるケースが多いとのことであったが、その内容を。アンサー、16軒回って1軒興味を示されたところがあり、交渉中である。断られる理由は、人件費に見合う売上げが見込めないとのことである。

クエスチョン、これから夏場になり、広場に木陰がないからカフェの利用は不可欠になる。カフェを造った以上、利用してもらうよう努力してほしい。アンサー、町内業者に入ってもらようよう探っているが、無理なら幅を広げて募集する。

クエスチョン、バスケットゴールのところは19時までしか使えないことになっているが、中学生は部活があるので、利用時間が短過ぎるので20時、晩の8時ですね、までにならないか。アンサー、中学生は19時には家に帰ってほしい。また、春、秋の窓を開けている季節は、周辺の世帯はバスケットコート音が響くので、19時までの利用が適切と考えており、理解賜りたい。

次に、公民館関係です。

クエスチョン、自主公演事業を計画されているが、町民が鑑賞するという形である。町民参加型、つまりは文化芸術を自分で楽しむ、あるいは体験することが人をつくることにつながると感じている。そういった方針も考えていただきたい。アンサー、6月の終わりに町民参加型のおやじバンドのイベントが実施される。芸能発表会として歌や踊りの演奏の発表会も実施している。町民参加型については検討を進める。

次に、大きな項目、給食センターの関係です。市川町との統合協議についてです。

クエスチョン、市川町との給食センターの統合の件で、2町の施設の更新費用の割合や、食器がどうか、宿題のようなものがあつたが、それはクリアした上で進めているのか教えてほしい。アンサー、いきさつを説明すると、給食センターの統合の件は市川町からの打診により始まった。当町のものは平成8年に建築され、30年が経過しようとしているが、改修すれば十分使用に耐え得る施設と評価されている。大規模改修は必要だが、仮に市川町と統合して共同運営を考えると、大規模改修費は折半となり、当町の財政負担上、メリットがある。令和8年の給食数は1,700食でキャパオーバーだが、

令和14年頃になると1,200食ぐらいになり、2町での運営が可能になる。市川町が神河町の給食センターに統合する経費は、基本的に市川町負担で調整している。

クエスチョン、スケジュール表を見たら、令和10年からもう2町分の給食を作るように見えるが、どうなっているか。アンサー、令和10年度には中播北部行政事務組合に加入する。その後、市川町は統合するための改修工事を令和12、13年に行う。最短で令和14年度の2学期から学校給食の統合実施の予定。2町で運営する給食センターの整備に関しては一部事務組合で実施するが、統合給食センターが稼働するまでの間は両町それぞれで実施することになる。

クエスチョン、令和9年度以降のオーガニック給食の方向性は。アンサー、令和6年度から町農林政策課、兵庫県、町内生産者によって、実証事業として有機米、有機野菜の栽培に取り組まれている。給食センターは生産者支援という観点から、慣行栽培より手間暇をかけ収穫されたものをしっかり下支えする、セーフティーネットという立ち位置で給食に取り入れる。

最後に、債権管理条例に基づき令和7年度債権放棄について報告を受け、当委員会として承認しました。令和7年度の債権放棄、給食費1件、16万7,706円です。

税務課に入ります。税務課、滞納整理について。

クエスチョン、不納欠損明細書のナンバー16の方だが、国保の不納欠損もあるが、固定資産税の不納欠損も平成22年からあるので、財産も持っている方と思うが、回収できなかった理由を。アンサー、固定資産を所有されていますが、残念ながら換価処分するのにめどが立たなかった。預金等の財産も差し押さえ、限度額以下で生活が保障できないことを勘案し、執行停止にしていた。

クエスチョン、たばこ税の件で、たばこそのものは推奨はできませんが、どうせ買うなら町内でという啓発ができないか。以前は看板を見かけていたが。アンサー、何らかの方法を考える。

アスタリスク、債権管理条例に基づき令和7年度不納欠損について報告を受け、当委員会として承認しました。令和7年度不納欠損、町県民税が5件、118万5,900円、固定資産税38件、214万1,752円、軽自動車税11件、11万2,300円、国保税10件、339万4,876円、介護保険料1件、3万9,880円、合計65件、687万4,708円でございます。

会計課。各課の収支資金をしっかり把握し、収支資金計画に基づき公金の出納管理ができていることを確認いたしました。

総務課。総務課でケーブルテレビネットワーク全戸訪問についての項目でございます。

クエスチョン、ケーブルテレビの関係で、全戸訪問して説明と重要事業目標管理シートに記載があるが、インターネットの利用家庭だけでなく、町内全戸の理解でいいか。アンサー、姫路ケーブルとしては1件でも多く契約を取りたいので、全戸訪問することでした。

次、土地（山林）の寄附の取扱いについて。

クエスチョン、寄附受納審査会で不要になった山林等の寄附の審査をし、受納されているが、宅地と農地の寄附はできないのか。アンサー、農地は基本的に町が所有できないので受け取らない。宅地は草刈り等の管理があるので、これも受け取らない。山林は受け取っているが、境界がしっかりしているとか、地籍調査が終わっているとか、条件がそろっているものしか受け取らないこととしている。

次に、町議会議員選挙についてであります。

クエスチョン、このたび4月の町議会議員選挙の投票率が8年前と比較して10%近く落ちている。この要因は。投票率アップのための対策はというクエスチョンに対し、アンサー、分析はしていないが、2月実施の衆議院選挙がほぼ同数の69%だったので、関心が高まらなければ似たような数値か、さらに低くなる状況かなと考えている。対策としては、自分の議会事務局の経験からだが、住民の皆様と議員活動が近くなることが関心と呼び、投票率アップにつながるのではないかと考えていますということでした。

次に、人事評価制度についてです。

クエスチョン、県下で導入されていない二、三の市町に神河町は入っている。ある程度の差をつけないとやる気が起きないという面があると思う。頑張っていてほしい。アンサー、公平というところで、神河町役場の場合は1つの課の人数が非常に少なく、大きな市町と比べて一人一人の仕事量にかなりの差がある。課の中でも違うし、課と課を越えてもかなりの差がある。そういったところを調整しながら早期導入に努める。

次に、公用地・公共施設の賃料についての件です。

クエスチョン、観光施設は賃料を取らず、利益の1%を徴収する一方で、廃校跡地活用は賃料を徴収している。例えば、グリーンエコー笠形、モンテ・ローザはもうけが出ていないから無償、しかし、旧越知谷小の跡地利用の但馬米穀は年間191万円も払っている。このままでいいのか。一度庁内でもんでいただいて、11月の委員会でもいいので整合性の取れる形をお見せいただきたい。アンサー、グリーンエコー笠形とモンテ・ローザの例は、賃料なしで純利益の1%の徴収としたのは、指定管理者に役場から観光施設として使ってくださいと条件をつけた面がある。廃校跡地は使用目的に条件をつけなかった面がある。その違いがあるが、公平性という点で改めて議論し、仕組みを変えるのであれば変えるというふうにしたい。

最後に、地域自治協の事務員の確保についてであります。

クエスチョン、地域自治協の事務職員の確保に各ブロック困っている。何か検討してもらえないか。アンサー、朝来市の地域自治協は、区長さんでない年齢の高い方が事務局長をされているケースが散見される。どうやって選ばれているのか研究させていただく。一番手っ取り早いのは、役場OBにしてもらうのが事務処理に慣れているので協力を仰いでいくのがいいのかなと考えているという答えでありました。

アスタリスクで、債権管理条例に基づき令和7年度債権放棄について報告を受け、当

委員会として承認しました。令和7年度債権放棄、ケーブルテレビ利用料2件、8万8,400円でございます。

長くなりましたが、これで総務文教常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 次に、民生福祉常任委員会、三谷克巳委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（三谷 克巳君） 5番、三谷でございます。それでは、閉会中における民生福祉常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を5月19日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告をします。

最初に、公立神崎総合病院ですが、令和8年2月末現在の病院事業の状況ですが、全診療科の入院患者数は3万2,835人で、前年度より3,029人減っています。入院収益は14億2,599万2,000円で、前年度より1億943万2,000円の減となっています。一方、外来ですが、全診療科の外来患者数は7万7,146人で、前年度より2,824人減っています。外来収益は7億1,360万8,000円で、これも前年度より1,970万2,000円の減となっています。次に、休日夜間の患者数ですが、2,126人で、前年度より456人減っています。休日夜間の収益は2,726万8,000円で、前年度より、これも700万4,000円の減となっています。

続いて、8年2月末現在の予算の執行状況ですが、病院事業収益は26億9,092万5,199円で、うち入院収益が14億2,774万4,000円、外来収益は7億5,867万1,671円となっています。一方、病院事業費用は29億4,513万9,915円で、うち医業費用が29億1,774万3,775円となっており、純利益は2億5,421万4,716円のマイナス、赤字となっています。

次に、委員会で出た質疑応答の内容について報告いたします。

病院の厳しい経営状況の改善、それから、病院改革委員会から報告のあった医業収益の確保、病床稼働率の向上、それから、医師を含めた職員の経営参画意識の向上、住民から信頼される病院運営、施設整備及び設備更新、それから、経営の持続可能性の確保、この6つの項目の意見についての、それに対する取組状況の質疑がございまして、病院改革推進室会議は病院が所掌することになるが、役場と病院と連携して取り組み、進捗管理をきっちりするとともに、病院の将来戦略、方向性も議論する場に転換していき、メンバーも副院長、看護部長等にも参画してもらう予定です。また、病院の当直体制は、内科、外科、整形外科のいずれかの医師1名であるため、マンパワー的に難しいと。オンコール医師の制度を設けていますが、医師が病院に出てくるまで時間がかかる場合などは、医療情報を共有するシステム、Joinですが、で画像診断を行い、入院につなげたり専門医師に相談する体制をつくって、当院に運ばれてくる患者を断らないように進めているとのこと。また、集患、患者を集める対策として、院長自らが高度急性期病院、それから開業医にトップセールスを行って患者の獲得をしています。それから、連携病院を増やしていく、それから病床の稼働率を上げることに力を注いでいきたいな

どとの説明がありました。また、8年度は勝負の年、院内全ての者が待ったなしの状況であると考えているので、具体的、効果的な策を打っていききたいとの回答でございました。

次に、通院支援アプリの導入機能、それから、兵庫県下での利用状況についての質疑がございまして、予約情報、予約確認、予約リマインド、それから自動受付、それから診察順番案内を最初の段階で考えており、年度内導入を目標にしている。また、電子処方箋、後払い会計も順次進めていければと考えているとのことでした。県下の導入状況は、一定規模の病院でかなり導入されているとの回答でした。

続いて、病院玄関の西にあるゆずりあい駐車場の人工透析患者の利用についての質疑がございまして、7月からの本格実施に向けて今、試行をしているとの回答でございました。

次に、個室病床には冷蔵庫があるが、4人部屋には冷蔵庫がないので、業者と協議をして入れてもらえないかという要望に対して、業者との契約もあるので、対応は可能かどうか確認して回答するとのことでした。

続いて、健康福祉課ですが、新型インフルエンザ、その他呼吸器感染症の感染拡大を抑制し、住民の生命、健康を保持することを目的として、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定していますが、新型コロナウイルス感染症の経験・課題を踏まえて、10年ぶりに新型インフルエンザ等対策行動計画を政府行動計画、また、県の行動計画と整合性を図る中で改定したとの報告を受けています。

続いて、要綱の制定ですが、神河町乳児RSウイルス感染症予防薬投与費用助成事業実施要綱、それから、高齢者RSウイルスワクチン予防接種費用助成事業実施要綱、妊活カップル応援金給付事業実施要綱、不妊検査費助成事業実施要綱、子宮がん検診助成金交付要綱、1か月児健康診査費助成事業実施要綱、この6つの要綱を制定しており、これらは8月1日から施行をしております。

次に、委員会で出た質疑応答の内容ですが、避難行動要支援者の個別避難計画はできているのかの問いに対して、個別避難計画の策定状況は次回の委員会で報告するとのことで、地域包括支援センターとしては障害者計画相談員、介護保険のケアマネジャーと一緒に個別の計画を策定していきたいとの回答でございました。また、心身障害者の避難所は町内で確保できるのかとの問いに対して、町内には障害者の入所施設は少なく、人数枠も少ないので、他町に協力をお願いしなければならないとの回答でございました。

次に、生活支援協議体の取組ですが、この取組には集落間、地域間で格差が生じているので、この格差への対処についての質疑がございまして、社会福祉協議会のコーディネーターと健康福祉課が連携してきっかけづくりの勉強会、説明会を開催していきたいとの回答でございました。

続いて、8年度の手話言語の普及の取組内容と、3月30日の意見交換会で出た意見の内容についての質疑がございまして、8年度の取組内容は手話講座と意見交換会を予

定している。それから、30日の意見交換会では、手話通訳者が足りない、技術的なレベルアップが図りたい、それから、全町の手話教室、小学校などでも手話教室をやっていただきたい。それから、手話だけでなく、別の方法で誰とでもコミュニケーションが取れる町になってもらいたいという意見が出たとのことでございます。

続いて、病児病後児保育の利用についての質疑がございまして、前日までに診断名の入った利用連絡表を出された方は繰り返し連絡表を出す必要はありません。そして、当日の朝の診察は、病児保育ルームで診ているとのこと。また、当日受入れは定員に空きがあれば受入れ可能ですが、当日受入れの場合だけは外来で診察を受けてもらっていると。朝の診察の始まりが7時45分なので、受入れ時間が少しずれ込むが、働いているお母さんにも安心して利用できるように利用緩和、利便性を図っているとのこと。でございます。

次に、住民生活課ですが、空き家対策総合支援事業で、南小田区内の特定危険空き家の除却工事は行政代執行で行い、完了しています。それから、第6期かみかわ未来環境塾は、小学生を対象に6月から7月の間で募集し、4回の教室を予定してます。

次に、委員会で出た質疑応答ですが、市川町に建設中の次期ごみ処理施設におけるごみの分別方法や収集方法についての質疑がございまして、ごみの分別区分は、市川町、神河町は同じであるが、福崎町は違うので、分別方法を調整しており、秋頃には決まる見込みとのこと。また、収集運搬方法は、市川町、神河町は事務組合が業者に委託していますが、福崎町は町が業者に委託しています。神河町、市川町は、パッカー車が使える間はこれまでどおりの収集運搬方法で調整しているとの回答でございました。また、神河町は生ごみゼロを目指す方針があり、ごみの投入量で各町の負担金が決まっていくので、ごみを減らす方法に取り組んでもらいたいという要望に対して、費用がこれだけ減るということが目に見える形で周知していきたいとの回答でございました。

次に、消防団の操法訓練大会がなくなることによる消防団活動についての質疑があり、消防団の中で議論をして消防操法大会を行わないという結論を出された。8年度は操法大会に代わる訓練を2回程度実施する予定であるとの回答でございました。

続いて、上下水道課ですが、上水道施設では、山田第2配水池の更新工事は完了しています。下水道施設の統廃合計画に基づく神崎コミプラの一部の大山処理区への統廃合工事、それから大川原農業集落排水の本村処理区への統廃合工事はそれぞれ完了しています。それから、福本処理区と栗賀南処理区への統廃合事業につきましては、3月18日に貝野区の住民説明会が開催されましたが、結論には至っていません。

次に、委員会に出た質疑応答の内容ですが、昨年末に新田浄水場の給水設備で故障が発生したと。こういった状況が他の給水施設でも発生する可能性はあるのかという問いに対しまして、基本的には大丈夫であるとの回答です。また、新田浄水場にはシフォンタンクという前処理装置を置いており、緊急時にはこのタンクを移動させて使うことが

できるとのことでした。

次に、合併処理浄化槽 5 2 3 基の浄化槽タンクの入替えスケジュールについての質疑がございまして、4 年度から改修工事を進めており、毎年 2 0 基程度、更新計画をしているとの回答でございました。

最後に、債権放棄に係る報告ですが、債権管理条例第 1 5 条第 2 項に基づく債権放棄の報告について、公立神崎総合病院からは入院・外来診療費 4 件で 2 8 万 5, 9 1 0 円、住民生活課からは後期高齢者医療保険料 1 件で 9, 2 4 7 円、上下水道課からは水道使用料 9 件で 1 0 8 万 8, 1 1 0 円、下水道使用料 1 1 件で 1 2 5 万 4, 0 9 0 円の債権を放棄した旨の報告を受けて、委員会としてはそれぞれ了承をいたしております。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項や質疑の応答につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御一読いただけたら幸いです。

以上で民生福祉常任委員会の調査活動の報告を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 三谷委員長、5 ページの 6 行目、施行日ですね、それをもう一度確認してください。

○民生福祉常任委員会委員長（三谷 克巳君） 健康福祉課が改定した 6 つの要綱の内容ですが、これらの施行日については 8 年の 4 月 1 日です。（発言する者あり）

○議長（栗原 廣哉君） 8 月 1 日って言った。

○民生福祉常任委員会委員長（三谷 克巳君） 分かりました。すみません、何か 8 月 1 日と報告したようですので、4 月 1 日に訂正をいたします。

以上で民生福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 次に、産業建設常任委員会、小寺俊輔委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（小寺 俊輔君） 改めまして、おはようございます。産業建設常任委員会委員長の小寺でございます。それでは、産業建設常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る令和 8 年 5 月 1 4 日に開催いたしました産業建設常任委員会では、建設課、地籍課、農林政策課、ひと・まち・みらい課の所管事項について、道路・河川・橋梁整備、地籍調査、農林業振興、観光施設、公共交通、移住施策など、幅広い内容について報告を受け、質疑を行いました。本日は、その主立った質疑を中心に、委員会として受け止めた点も含めて御報告いたします。

まず、建設課関係では、町道野村沢線、流田線、光明寺線、コハウキ線などの道路整備事業について確認を行いました。野村沢線、流田線については、不動産鑑定の関係で線越しとなったものの、用地確保の見込みが立ち、一部は既に発注済みで、未発注部分も順次着手できる見込みであるとの説明でありました。また、光明寺線、コハウキ線については、国、県との調整の上で令和 1 0 年度まで事業期間を延伸し、光明寺線では火の見やぐらの撤去や水路改修、側溝整備、用地買収などを進めながら、順次道路幅員の確保を図っていく方針が示されました。また、補助金の内示率が大きく上がった理由に

ついてただしたところ、新技術の採用や職員による直営点検など、国が評価する取組が申請要件に合致したことが要因との説明でありました。委員会としては、こうした日常的な職員の取組が結果として町の事業推進につながっている点は評価できる一方、今後とも継続していける体制づくりが重要であると感じたところであります。

河川環境整備については、要望が多い中で、現地状況や予算を踏まえ、優先順位をつけていること、一定の効果はあるものの、草木の再繁茂が早く、長期的な維持管理が課題であることが示されました。犬見川整備では蛍の生息環境への配慮、仲田橋修繕では実際の工期見込み、地図情報システムについては、今後、税務、上下水道、地籍など、各課の地図情報を統合していく方向も確認いたしました。

次に、地籍課関係では、基準点探査の考え方や安全対策、成果の活用方法について質疑を行いました。基準点探査とは、地籍調査で設置した基準点が現在どの程度残っているかを確認する作業であり、特に苦情や支障の多い地区を優先して進めているとのことでありました。基準点の亡失については、古さよりも道路改良や圃場整備など工事の影響が大きいとの説明であり、庁内で工事前の確認や保全を進めているとのことでもあります。また、現場作業における熱中症対策として、経口補水液や熱中症対策ウオッチの携行、救命講習の受講などを行っていること、事故時には無線や携帯電話で速やかに連絡できる体制を整えていることも確認いたしました。さらに、地籍調査の成果の活用としては、一筆地測量図や地籍図の発行申請があり、住民や事業者にとって使いやすい形にするための工夫が求められていることが議論されました。委員からは、相続の際にも分かりやすい表示が必要ではないかという意見があり、航空写真との重ね合わせや相続人名の併記など、より利用者目線での改善の方向性が示されたところであります。地籍図の情報管理については、公表用の図面は調査完了時点の情報を保持しつつ、内部資料では相続や分筆などの最新情報を把握しているとの説明でありました。委員会としては、制度上の制約を踏まえつつも、住民にとって分かりやすい情報提供を今後さらに進めてもらいたいと考えるものであります。

農林政策課関係では、神崎フードの経営状況、有機農業、森林環境譲与税の活用などが主な論点となりました。神崎フードについては、売上げや収支が改善している一方で、炊飯ラインをはじめ、設備の老朽化が大きな課題であり、今後の更新投資をどうするかという点が集中的に議論されました。エスアールジャパンとの連携が売上増に大きく寄与していること、既存取引先への営業努力による増収も見られることが説明されましたが、今後の継続性や第三セクターとしての役割、整理については、株主総会等を通じて町としての考え方を明確にしていく必要があるとの認識が示されました。また、森林環境譲与税については、森林整備や経営管理、林業機械導入などに活用していく計画が示されました。センダンの植栽については、今後の森林再生の一つの可能性として試験的に取り組んでいる状況も確認いたしました。有機農業については、学校給食への供給支援や生産者支援の継続が課題であり、県補助終了後の方向性や、いわゆるオーガニッ

クビレッジ宣言をどう考えるのかが議論されました。委員会としては、地域の農業の将来を考える上で、有機農業も含めた神河町らしい農業の方向性を引き続き丁寧に整理していく必要があると受け止めております。

ひと・まち・みらい課関係では、企業誘致事業、移住施策、公共交通、観光事業など、非常に幅広い質疑が行われました。企業誘致事業、いわゆるサテライトオフィス誘致については、副業型と派遣型の違い、契約形態、活動実績の評価方法などについて確認を行いました。各事業者は3か年のロードマップに沿って進めているとの説明でありましたが、委員からは、公費を投入している以上、成果や費用対効果をもっと分かりやすく示すべきではないかという厳しい意見が出されました。ノベルワークスの事業終了についても、制度上の制約や活動の自由度が課題であったとの説明がありましたが、今後は町民や議会に対して事業の狙いや成果をより見える形で示す必要があると感じたところであります。

移住施策については、ふるさと住民登録制度の考え方や移住希望者への地域情報の伝え方、移住後の地域コミュニケーションの課題が取り上げられました。区費や集落ごとの慣行、作業負担など、生活に直結する情報をどこまで事前に伝えられるかは非常に重要であり、委員からも、移住後の行き違いやトラブルを防ぐために、町としてもっと丁寧な情報提供が必要ではないかとの意見がありました。町としても、把握できる範囲の情報提供や、移住定住サポートセンターでの支援を行っているものの、細かな部分は地域と移住者双方のコミュニケーションが欠かせないとの説明でありました。あわせて、JR播但線の利用促進では、寺前以北の利用実績は改善傾向にある一方で、南北区間の差はなお大きいこと。婚活事業では、アフターマッチングによって成立数を増やす工夫をしていることも確認いたしました。

公共交通では、デマンド交通が大きなテーマとなりました。長年検討してきた中で、今になってゼロベースで見直すとはどういうことか、また、購入した車両の活用が十分進んでいないのではないか、コミュニティバスとデマンド交通の役割をどう整理するのかといった点について質疑が集中しました。町からは、住民ニーズや既存路線との関係を踏まえると現行案には課題が多く、従来の枠にとらわれず、再検討するという趣旨であるとの説明がありました。また、通学対応と日中移動の切り分けや他事業者の参入可能性についても議論されましたが、運転手確保や路線の問題など、実務上の制約も大きいことが確認されました。委員会としては、町民にとって本当に使いやすい交通体系になるよう、早期に方向性を整理する必要があると受け止めております。

観光関係では、ホテルモンテ・ローザの再建方針が大きな論点となりました。町からは、指定管理方式では収益化が難しく、施設の老朽化に伴う大規模改修を公費で担い続けることも困難であるため、民間の投資や経営ノウハウを活用する方式へ転換したいとの説明がありました。しかし、委員会では、公募直前の説明では不十分であり、町全体の観光施設の位置づけや基本方針を整理した上で、もっと丁寧に議会へ説明すべきでは

ないかという意見が相次ぎました。最終的には、この進め方については今後、議長、副議長、正副委員長で協議しながら進め、後日、全員協議会を開催することとなりました。また、峰山高原リゾートで発生したバギー事故についても、委員会として重く受け止めて質疑を行いました。現場確認が事故後の最初の平日になったことについては、もっと早く動くべきではなかったかという指摘があり、町も反省の上で、今後は迅速に対応すると答弁しております。さらに、負傷者の状況把握、事業者への指導内容、安全対策を講じた上で営業しているのか、無線連携や安全装置の確認はどうかなど、具体的な質疑が行われました。委員会としては、単に事故原因を整理するだけでなく、負傷者の立場に立った危機管理と再発防止策の徹底が最も重要であると考えております。

以上、主立った質疑を中心に御報告いたしました。今回の委員会では、道路や河川の整備、地籍調査、農林業振興、移住、交通、観光施策など、それぞれの所管事務について一定の前進が見られる一方で、説明責任の果たし方、将来の方向性の示し方、町民目線での分かりやすさという点で、なお課題が大きいことも明らかになりました。委員会といたしましては、今回出された意見や指摘をしっかりと踏まえ、今後も必要な調査と議論を重ねながら、町政の適正な執行につなげてまいりたいと考えております。

また、所管事務調査終了後に委員間討議を実施し、まず1点目、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会は、神河町側の要望事項はおおむね解消しており、市川町議会と解散に向けて調整する。2点目、道路、観光施設等を含め、主要事業や工事箇所について現地調査を実施する。3点目、常任委員会として継続的に政策提言へつなげるため、委員会後に課題を振り返り、一般質問の内容も含めて委員間討議を行う場を設ける。以上3点を実施することを決定いたしました。

以上、非常に簡潔な報告となりますが、詳細な質疑につきましては、皆様にお配りしております報告書に記載しておりますので、随時確認していただければと思います。

以上、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（栗原 廣哉君） 次に、人権文化推進特別委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（松岡 宣彦君） おはようございます。人権文化推進特別委員会委員長の松岡です。閉会中の5月28日に人権文化推進特別委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております人権文化推進特別委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず、教育課です。主な質疑応答は次のとおりです。

いじめに関する問題で、言葉を発する側、受け取る側で人権に関わる問題が発生し、自由な発言に支障を来す場合もあると思うが、教師はどのような形で注視し、指導しているのかという問いに対し、学期に一度、生徒実態のアンケートや面談を行い、実態把握に努めている。トラブル対応については、中学校では休み時間にも教師が廊下に立ち、トラブル防止に取り組んでいる。いじめは不登校の原因になったり、最悪、自殺などに

発展することもあるので、ささいなことでもしっかりといじめ件数として認知し、加害、被害の両者に対して指導をし、相手の立場に立って考えられるような人権感覚を養うことを基本にして指導しているという答えでした。

次に、中学校のいじめ件数が4月に3件のみで、それ以降はゼロ件の報告だが、見落としはないのか。また、不登校が生徒総数210名に対し19人で、約1割いるというのは多過ぎるのではないかという問いに対し、中学校には見逃しが無い、把握の観点を変える必要がないかなどは伝えている。また、現在のネット社会で、家庭にいる間のゲームやSNSが原因である場合は学校として把握が難しいこともあるが、学校で起きている問題については、しっかりと把握、認識し、解決していく。不登校の生徒が必ずしもいじめが原因とは限らず、小学校から不登校ぎみの児童が、中学校になってそのまま学校に行きづらくなっていることもあるという答えでした。

次に、地区別人権教室について。集落によって出席数がゼロ人から50人と大きな差があるようだが、どのような指導をしているのかという問いに対し、町の人権文化推進協議会で協議、検討されて今の形になっている。町としても各区長様に対して、広く区民の方に参加していただきたいとお願いしているが、老人クラブ主体や区の行事に抱き合わせて開催されるなど、それぞれ区の事情がありこのような結果になっている。引き続き多くの方に参加していただけることを目指していきたいという答えでした。

次に、人権学習の支援事業について。杉の子学級の閉級によって部落差別の勉強をする機会が少なくなったと思うが、学校ではどのような同和教育をしているのかという問いに対し、中学校では1年生のときに同和学习をしっかりとすることを繰り返している。同和問題を教える先生が減ってきているということは聞いている。今後は解放同盟の支部長と一緒に相談しながら取り組んでいくという答えでした。

続きまして、住民生活課。主な質疑応答は次のとおりです。

人権相談の回数を年6回から4回に減らすとのことだが、人権擁護委員の方からも気軽に相談できる場は大事だと指摘があるにもかかわらず、なぜ減らすのかという問いに対し、開催して相談員が待機していても相談が少ない。時には相談件数ゼロ件のときもあり、現状を踏まえて見直しし、回数は減るが、継続していくという答えでした。

また、心配事がある人は、会場や役場の窓口に行くのはハードルが高いのではないかと、LINEなどで受け付けるような非対面相談システムを構築してはどうかという問いに対し、相談員が複数おられると話しにくいというようなことも聞いている。現在、ホームページからは御相談などを入力できるようになっているが、総務課とも協議しながら相談体制の充実を図っていきたいという答えでした。

また、次に、本人通知制度について。この制度の大切さがまだまだ町民に伝わっていないと思う。工夫して周知してほしいという問いに対し、御指摘を受けて、広報紙とホームページの掲載を改善したが、引き続き検討していきたいという答えでした。

以上、大まかな報告となりましたが、これで人権文化推進特別委員会の開催結果の報

告を終わります。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） それでは、ここで私のほうから、3月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

3月26日、地域おこし協力隊活動報告会及び神戸情報大学院大学発表会が開催され、澤田俊一議長と各議員に出席いただいております。

3月27日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開かれ、澤田俊一議長と松岡宣彦民生福祉常任委員長が出席されております。付議事件は、令和8年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月30日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、澤田俊一議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、令和8年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

4月5日、令和8年度神河町消防初出式並びに入退団式が開催され、各議員に出席いただいております。

4月8日、兵庫県立神崎高等学校令和8年度入学式があり、澤田俊一議長、藤原資広総務文教常任委員長と私が出席しております。

4月30日、令和8年度西播磨市町議長会総会が姫路キャッスルグランヴィリオホテルで開催され、澤田俊一議長が出席されております。協議事項は、令和7年度事業報告及び歳入歳出決算について、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算についてで、原案のとおり承認、可決しました。

5月11日、神崎郡議長会議長・局長合同会議が開催され、私が出席しております。協議事項は、令和7年度事業報告及び決算、令和8年度事業計画及び予算について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認、可決しました。

5月15日、兵庫県町議会議長会第1回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、定期総会の運営等で、いずれも原案のとおり承認、可決しました。

5月18日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、安部重助副議長、松岡宣彦人権文化推進特別委員長、小寺俊輔委員、三谷克巳委員、澤田俊一委員と私が出席しております。

5月21日、第19回神河町商工会通常総代会が開催され、小寺俊輔産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月25日、一般社団法人神河町観光協会第21回通常総会が開催され、小寺俊輔産業建設常任委員長に出席いただいております。

5月26日から27日、令和8年度町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、安部重助副議長と私が出席しております。研修は、一般社団法人地域活性化センター理事長、林崎理氏から「地方創生の先行きー地域未来戦略とともにー」と題しての、それから、東海大学教養学部人間環境学科教授、万城目正雄氏から「人口減少社会における外国人人材の確保・育成の実践」と題しての、それぞれの講演を聴講いたしました。

また、この２日の間で、山口壯衆議院議員、池畑浩太郎衆議院議員、谷公一衆議院議員、末松信介参議院議員、伊藤孝江参議院議員、加田裕之参議院議員、高橋光男参議院議員をそれぞれ訪問しております。

５月２８日、神河町老人クラブ連合会親睦グラウンドゴルフ大会が開催され、私が出席しております。

５月２９日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社で執り行われ、各議員に出席いただいております。

５月３０日、自主防災かみかわの総会が開催され、私と各議員に出席いただいております。総会終了後、「令和６年度能登半島地震発生時における災害対応について～みんなで創ろう未来のあなみず～」と題して、石川県穴水町長、吉村光輝氏から講演を受けております。また、講演終了後、神河町と穴水町との災害時相互応援協定締結式が行われました。

６月１日、兵庫県町議会議長会第７７回定期総会が神戸で開催され、関口裕広報公聴活動調査特別委員長と私が出席しております。総会議事に先立ち、自治功労者表彰並びに全国会長表彰の伝達が行われました。神河町議会が町村議会広報表彰の言語・文章部門の奨励賞を受賞し、関口広報公聴活動調査特別委員長に表彰の伝達がされました。議事については、令和７年度の会務報告がなされ、承認しております。総会終了後、「基礎自治体を取り巻く現状と課題」と題して、兵庫県総務部市町振興課長、平野祐次氏から講演を受けております。

６月６日、町内幼稚園・小学校の運動会が開催され、各議員に出席いただいております。

定例会ごとに発行しております議会だよりは、４月８日に第８８号を、５月８日に第８９号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を１０時５３分といたします。

午前１０時３３分休憩

午前１０時５３分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

議案の審議に入る前に、申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第５４条第１項では発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第５５条第１項では、質疑は同一議員につき、同一議題について３回を超えることができないと規定されています。会議規則第５４条及び第５５条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行

に御協力をいただきますようお願いします。

それでは、早速議案の審査に入ります。

日程第4 報告第2号

○議長（栗原 廣哉君） 日程第4、報告第2号、専決処分の報告の件（損害賠償に係る額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（損害賠償に係る額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分手項の指定についての規定に基づき、令和8年2月23日に町道峰山線で発生した落石に係る総合賠償補償保険の賠償事故分について、5月20日に示談が成立しましたものを、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。それでは、報告第2号、専決処分の報告の件（損害賠償に係る額の決定及びその和解）について、詳細説明を申し上げます。

この報告は、町道峰山線で発生いたしました落石に係る総合賠償保険の賠償事故について、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分でございます。町長の専決処分手項の指定についての規定に基づいて提案するものでございます。

議案書の2ページ、専決処分書を御覧ください。事故は、令和8年2月23日午前6時20分頃、上小田地内町道峰山線、ホテルリラクシアまで1キロの看板付近で発生したものでございます。峰山高原スキー場方面へ走行中、道路左側からセンターライン付近にかけて4個の落石があるのを発見したが、回避できず、車体下に巻き込んだまま約20メートル走行し、車両のオイルパンを損傷したものでございます。相手方は大阪府八尾市在住で、損害額は46万1,500円、賠償責任は町が8割、相手方が2割で、当町が36万9,200円を賠償することで、令和8年5月20日に示談が成立いたしましたので、同日の5月20日に専決処分をさせていただき、5月28日に支払いを完了させていただきました。

3ページに事故発生箇所、4ページに相手方車両被害写真を添付しております。

なお、事故の再発防止策として、注意喚起のため、落石注意の看板を設置するととも

に、この後提案いたします一般会計補正予算（第１号）において、町道峰山線落石対策工事費等を町道単独改良事業にて増額補正いたしております。

以上が詳細説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

５番、三谷議員。

○議員（５番 三谷 克巳君） ５番、三谷です。１点お尋ねします。

これ、町道ですので、町の瑕疵があるというような形の中、８０％の示談金になります。それで、この分について総合賠償保険ですか、その分の保険の対象になるかならないかだけを教えていただきたいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 三谷議員の御質問に回答いたします。

町が加入しております、町村会での総合賠償保険のほうに加入しておりまして、こちらの対象として全額、保険給付となっております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

７番、澤田議員。

○議員（７番 澤田 俊一君） ７番、澤田です。１点だけ教えてください。

２ページの専決処分書の事故概要のところの、事故の責任割合。町が８０％、相手側２０％ということで、相手側の車両も動いてたということがあると思うんですけども、この２０％、相手方の２０％の中身というか、事故責任の中身を教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） それでは、澤田議員の御質問に御回答いたします。

この２０％につきましては、前方不注意ということで、本来、相手方のほうはもう少し自分の過失は少ないというお話をされておりましたけれども、交渉の中でこちらの過失のほうを認めていただくという形で、２０％の過失としております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑を終結します。

報告第２号は以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第５ 報告第３号

○議長（栗原 廣哉君） 日程第５、報告第３号、令和７年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 3 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和 7 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして、令和 7 年度の繰越明許費の 15 事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

廣納総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（廣納 智彦君） 総務課の廣納でございます。それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。7 ページをお願いいたします。

一般会計繰越明許費繰越計算書であります。よろしくお願いいたします。

令和 7 年度の繰越明許費、15 事業の財源内訳を報告いたします。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費、総合行政用コンピューター運営事業は、戸籍の振り仮名登録システムの改修を行うものであります。これまで戸籍には読み方、振り仮名を記載する欄がありませんでしたが、デジタル化の推進及び本人確認の効率化を目的といたしまして、住民基本台帳システムに一括登録するための改修を実施するものであります。なお、この事業につきましては、令和 7 年度国の補正予算を活用するため、事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。繰越額 806 万 9,000 円で、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、社会保障・税番号システム整備費補助金 806 万 8,000 円、一般財源 1,000 円となっております。

次に、庁舎管理事業であります。庁舎、中央公民館等、防水修繕工事であります。また、電気室高压機器類の更新工事でありまして、庁舎及び中央公民館の大屋根の防水、2 階、3 階、バルコニー等の防水工事並びに電気室の高压機器（遮断器・分断機）の更新工事でございます。繰越額 2,196 万 3,000 円で、未収入特定財源といたしまして、公共施設維持管理基金繰入金 330 万円、一般財源 1,866 万 3,000 円であります。

2 項徴税費、地理情報システム整備事業は、固定資産税に伴う地番図の情報発信を行うシステムを構築するものであります。令和 7 年度の国の補正予算を活用するため、事業費の全額を翌年度に繰り越しさせていただくものであります。繰越額 943 万円で、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、地域未来交付金、デジタル実装型ですが、469 万 5,000 円、一般財源 473 万 5,000 円であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、物価高対応子育て応援手当事業は、国の令和 7 年度補正予算の総合経済対策に基づき、物価高騰の影響を特に受けている子育て世帯の負担を軽減し、子供たちの健やかな成長を支援するため、児童 1 人当たり 2 万円を支給する事業であります。令和 8 年 4 月以降に支給となる手当額を今回繰り越しさせていただくも

のであります。繰越額 88 万円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、物価高対応子育て応援手当事業補助金 88 万円であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、水道事業会計繰出金事業は、水道事業会計において、水道管耐震化工事を令和 7 年度、国の補正予算を活用いたしまして執行するものであります。この事業に伴う水道事業会計への繰出金を繰り越すものでございます。繰越額 8,248 万 5,000 円、未収入特定財源として、地方債、水道事業債、これは一般会計の出資債という形になりますが、8,240 万円、一般財源 8 万 5,000 円となっております。

4 款衛生費、保健衛生費の公立神崎総合病院外来 DX 事業でございます。公立神崎総合病院に通院支援アプリ導入いたしまして、診察や会計における待ち時間の短縮、通院時の不安軽減など、サービスの向上及び業務の効率化を図るものでございます。国の補正予算、これにおきましても、地域未来交付金、こちらはデジタル実装型ですが、こちらを活用するために事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額 1,594 万円で、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、地域未来交付金 797 万円、一般財源、同じく 797 万円でございます。

5 款農林水産業費、2 項林業費、林業振興対策事業は、かんざきピノキオ館高压受変電設備の改修工事であります。繰越額は 684 万で、その財源の内訳につきましては、一般財源で 684 万円と、繰越額と同額となっております。

6 款商工費、1 項商工費、食料品の物価高騰等生活支援商品券事業は、物価高騰による家計負担の軽減と地域内消費の促進を目的に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして実施している商品券事業でございます。繰越額は 5,861 万 7,000 円、未収入特定財源として、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,861 万 7,000 円、繰越額と同額となっております。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、道路メンテナンス事業は、繰越額 1,910 万円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、道路メンテナンス事業補助金 367 万 3,000 円、地方債、こちらは過疎債となりますが、1,350 万円、そして、一般財源 192 万 7,000 円でございます。

続いて、道整備交付金事業は、繰越額 5,690 万円で、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、道整備事業交付金 2,810 万 5,000 円、地方債、こちらにつきましては一般公共事業債となりますが、2,520 万円、そして、一般財源 359 万 5,000 円となっております。

次に、8 ページをお願いいたします。8 款消防費、1 項消防費、中播消防署本署建設負担金事業、こちらは中播消防署本署建て替え事業でありまして、建設工事関係において年度内に執行が困難となったため、福崎町におかれまして繰越措置がされたものであります。これに伴いまして、神河町負担額を繰り越すものでございます。繰越額 1 億 8,988 万 1,000 円、未収入特定財源といたしまして、地方債、こちらにつきましては

緊急防災・減災事業債となりますが、1億8,980万円、そして、一般財源8万1,000円となっております。

次の防災行政無線運営事業ですが、こちらは防災行政無線システムの設備更新でありまして、受注生産となることから事業費を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額461万7,000円で、財源内訳としましては、一般財源461万7,000円で、繰越額と同額となっております。

次の地域防災緊急整備事業は、大規模災害に備えまして、トイレカー及び給水タンクを整備するものでございます。こちらにつきましては、地域未来交付金を活用いたしまして、その事業費の全額を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。繰越額が3,976万4,000円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、こちらも地域未来交付金、こちらは地域防災緊急整備型の交付金を活用いたしまして1,948万円、地方債、補正予算債になるんですけど、こちらについては緊急防災・減災事業債1,940万円、そして、一般財源88万4,000円となっております。

9款教育費、3項中学校費、中学校施設整備事業は、中学校屋外トイレ新設工事でございます。繰越額は3,893万6,000円で、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金、学校施設環境改善交付金1,214万2,000円、地方債、こちらも補正予算債となりますが、学校教育施設等整備事業債2,420万円、一般財源259万4,000円となっております。

5項社会教育費、中央公民館管理運営事業、こちらにおきましては、庁舎管理事業と同様でございます。中央公民館等の防水修繕工事でございます。繰越額が1,333万3,000円で、その財源内訳は、一般財源1,333万3,000円で、繰越額と同額となっております。

これらによりまして、翌年度の繰越額の総額は5億6,675万5,000円となりまして、翌年度へ繰り越すべき一般財源の合計額が6,532万5,000円となっているところでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

2番、吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡です。防災行政無線運営事業の繰越しのところで、10ページか、5か所の設備が故障していることが判明したとあります、防災行政無線システムね、これの中身、どんなもんか教えていただけますか。

○議長（栗原 廣哉君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いずれも各集落に設置をしております屋外の拡声子局と呼ばれるものです。区長さん

が独自に区内放送とかしえていただけるようなものになってございますけども、それが5局故障してるということです。具体的に言いますと、主にそれを構成する基盤でございますけども、対象の集落につきましては、中村区、杉区、それから、大河区、柏尾区でございます。それと、大嶽山の燃料ポンプとなっております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 2番、吉岡議員。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 2番、吉岡です。子局の、屋外の、簡単に言うたらラッパですね、ラッパが鳴らへんということなんやろうと思うんですけども、それは例えば中村やったら、中村区に設置している屋外の子局が傷んで、屋外放送ができひんかったと、こういうことでいいですか。

○議長（栗原 廣哉君） 防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。そのとおりでございます。

○議員（2番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第3号は以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第6 報告第4号

○議長（栗原 廣哉君） 日程第6、報告第4号、令和7年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和7年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

中野上下水道課長。

○上下水道課長（中野 宏昭君） 上下水道課の中野でございます。報告第4号、令和7年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容について御説明申し上げます。

12 ページをお願いいたします。令和7年度神河町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございますが、1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、神河町水道管路改善事業（委託料）でございます。予算計上額4,250万、支払い義務発生額1,100万、翌年度繰越額3,150万。繰越額の財源内訳は、国庫補助金120万、企業債3,030万でございます。

次に、事業名、神河町水道管路改善事業（工事請負費）でございます。予算計上額3 億200万、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額3 億200万。繰越額の財源内訳は、国庫補助金4,846万3,000円、一般会計出資金8,248万5,000円、企業債1 億7,100万、損益勘定留保資金5万2,000円でございます。

この神河町水道管路改善事業につきましては、耐用年数を迎えた水道管の更新を行うためでございますが、令和7年度当初、国への当初要望が半分に満たない額でございました。12月補正で計上させていただきました令和7年度国補正予算（第1号）により措置された補助金を活用し、事業を実施するものであります。7年度につきましては工事設計を行いました、工事におきましては年度内の事業完了に必要な工期の確保が困難であることによる繰越しでございます。県の担当課とも確認をさせていただいております。

以上が繰越内容並びに繰越理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第4号は以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第7 報告第5号

○議長（栗原 廣哉君） 日程第7、報告第5号、令和7年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和7年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお

願いたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

中野上下水道課長。

○上下水道課長（中野 宏昭君） 上下水道課の中野でございます。報告第5号、令和7年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。資料の追記がございます。中ほどでございますが、左の財源内訳の国庫補助金でございますが、ゼロを追記させていただいております。誠に申し訳ございません。

それでは、令和7年度神河町下水道事業会計予算繰越計算書でございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、川上処理区マンホールポンプ制御盤更新工事でございます。予算計上額1,347万5,000円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額1,347万5,000円。繰越額の財源内訳でございますが、企業債1,340万、損益勘定留保資金7万5,000円でございます。

この工事は、昨年12月9日に入札し、湊ハマ株式会社に867万9,000円で落札していただいております工事でございます。契約後、すぐ既設の制御盤の設定、仕様等の確認、調査に入っていただきました。しかし、古い制御盤のために現在の仕様とは違い、データ取り、機器の設定などの確認に当初の見込み以上の時間を要しております。また、制御盤の機器作成におきましても、当初は3か月程度と見込んでおりましたが、実際には機器の調整を含め4か月程度必要となりましたため、年度内完成が不可能となりましたので、翌年度に繰越しを行うものであります。

現在、機器製作も順調に進んでおりまして、契約完了日の6月30日までに完了する見込みでございます。

以上が繰越内容及び繰越理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第5号は以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第8 第48号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第8、第48号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第４８号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。

中播公平委員会は３名の委員で構成しておりますが、そのうち福崎町の中塚保彦委員が本年６月３０日をもって任期満了となります。中塚委員には令和４年７月から委員を務めていただきましたが、このたび任期満了に伴い御勇退されることとなりました。

つきましては、その後任として山下健介氏の選任をお願いしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は４年でございます。現在、神河町の谷口勝則氏と市川町の山下茂樹氏が就任されております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第４８号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第４８号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第９ 第４９号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第９、第４９号議案、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第４９号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由及び内容につきましては、事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令が令和８年３月２５日に制定されたことを踏まえ、令和８年３月３０日付の総務省自治行政局長通知により、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことによるものでございます。

これにより、これまで漢字圏の外国人住民の方につきましては、公的な身分証明書に氏名の漢字表記がない場合、印鑑登録に使用できる印影に制限がございましたが、住民票に記載されている氏名の片仮名表記、またはその一部を組み合わせた印鑑による登録を可能とするものでございます。あわせて、同要領の表記に合わせ、正確な法規運用を期するため、文言の整理を行うものでございます。

また、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和８年６月１４日から施行され、新たに個人番号カードと一体化した特定在留カード、または特定特別永住者証明書の申請及び交付が可能となることに伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末において、印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう、所要の改正を行うものでございます。

さらに、令和７年５月２８日公布の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が令和８年５月２７日に施行されたことに伴い、移動端末設備を引用する電気通信事業法の条文が繰り下げられたことにより号ずれが生じたため、本条例における引用条文について所要の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第４９号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第４９号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１０ 第５０号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第１０、第５０号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第５０号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由並びに内容は、兵庫県の福祉医療費助成制度において、これまで国と地方の役割分担の観点から、障害者総合支援法に基づく自立支援医療や、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病など、国公費負担医療制度が適用される傷病については国制度を優先し、福祉医療制度の助成対象外とされておりましたが、令和7年12月に、対象者の経済的負担の軽減及び利便性の向上を図るため、国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を可能とする制度改正が行われ、令和8年7月1日から適用されることに伴い、本条例についても同様の改正を行うものでございます。

また、令和7年4月からの国民年金額の引上げに伴い、本条例に規定する所得を有しない者及び低所得者、並びに高齢期移行者医療制度における区分Ⅰ及び区分Ⅱの判定基準となる公的年金等に係る合計所得金額について改正するとともに、令和8年度地方税法改正及び兵庫県福祉医療費助成制度において準用されている障害者総合支援法施行令の記載内容との統一を図るため、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱が令和8年4月1日付で改正され、その内容について県国保医療課から令和8年5月7日付で通知があったことを受け、重度障害者医療制度における所得割の額に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。今回の神河町福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、町長の提案説明にもございましたように、これまで福祉医療制度の助成対象外となっていました自立支援医療や指定難病医療費助成制度などの国公費負担医療制度について、本年7月から兵庫県制度において福祉医療制度との併用が可能となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

14ページの添付資料をお願いいたします。資料中段の適用例にございますように、現行制度では、医療費総額10万円の場合、国民健康保険などの医療保険による給付が7割、指定難病医療費助成制度による給付を受けた後、患者負担は1万円となりますが、今回の改正によりこの患者負担1万円が福祉医療制度の助成対象となります。改正後はこの患者負担1万円に重度障害者医療費助成制度を適用することにより、利用者負担は月額上限である1,200円となり、残りの8,800円は福祉医療制度より現物支給されることとなります。

また、このほか、公的年金などに係る合計所得金額の取扱いに関する改正、令和8年度地方税法改正に伴う引用条文の整理及び兵庫県福祉医療費助成制度において準用されている障害者総合支援法施行令との記載内容の統一を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。
第2条第1項第19号の被保険者等負担額につきましては、福祉医療費の助成対象となる額を規定しているものですが、今回の改正では、自立支援医療や指定難病医療費助成制度などの国公費負担医療制度による給付額を控除した額を助成対象額とするよう改正するものでございます。

次に、第21号の所得を有しない者の9ページ及び第22号、低所得者の10ページに規定する金額、並びに第3条第1項の表中、高齢期移行者医療制度における助成対象者の区分Ⅰ及び区分Ⅱの判定基準となる、公的年金等の収入額と合計所得金額との合計額につきましては、令和7年4月から国民年金額の引上げに伴い、80万9,000円以下を82万6,500円以下に改正するものでございます。なお、これは国民年金額の改定に伴う制度上の基準額の見直しであり、助成対象者の範囲を拡大するものではありません。

同じく第3条第1項の表中、11ページ、重度障害者の所得要件に記載しております市町村民税所得割額に係る同法第314条の7以下の文言につきましては、地方税法の改正により住宅借入金等特別税額控除に係る規定が統合されたこと、並びに兵庫県福祉医療費助成制度において準用しております障害者総合支援法施行令の記載内容との整合を図るための改正となります。これは条文の整理を行うものであり、所得判定の考え方や対象者の範囲を変更するものではありません。

12ページをお願いします。第4条の重度障害者に係る医療費の範囲につきましては、改正前は重度障害者の疾病から精神疾患による疾病を除くとしておりましたが、このたびの改正により、国公費負担医療制度である自立支援医療のうち精神通院医療費の支給を受けられる場合に限り、福祉医療制度との併用を可能とするものでございます。これにより、精神通院医療を受けている重度障害者の方についても、福祉医療制度による助成を受けることが可能となります。

なお、改正条例の施行期日につきましては、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の改正に合わせ令和8年7月1日としておりますが、第3条第1項の表中、重度障害者に係る所得要件につきましては、税制改正に伴うものであることから、令和8年4月1日から適用することとしております。

また、施行日前の福祉医療費の支給につきましては、従前の例によるものとする経過措置を設けております。

以上、第50号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。ちょっとよく分からないところがある

ので、3点ほどお尋ねをいたします。

まず、町長の提案説明で、県制度の改正が、令和8年4月1日で改正が行われて、5月7日に通知があったということなんですけども、14ページのこの資料を見ますと、随分早くから、令和6年あたりから市町の意見も聞きながら進められてる制度の中で、今回、条例についても4月1日に遡って適用ということは分かるんですけども、もう少し早く通知が来ておれば3月定例会とか、5月8日の臨時会に提案できたんじゃないかなと。広報かみかわ6月号で、7月1日に受給者証の更新を迎えますので、いろんな制度の紹介はしてあるんですけども、7月以降に変更される予定ですよというふうな記載もあるわけなんです。もう少し早く、早い提案がなぜできなかったのかというのが1点と、14ページの資料を見ますと、県、市町による検討の経緯の中の四角囲みの一番下に、システム改修等の時間を要し、実施時期を配慮してほしいということは記載があるんですけども、この制度改正についてはもう既にシステム改修が行われているのかどうか。行われているのであれば、もっと早い改正ができたんじゃないかという疑問があります。

それと、最後に、要は福祉医療助成が増額、患者負担が減るということは町の負担が増えるということですので、民生費の医療助成費の一般会計の増額補正は必要ないのか、この3点をお聞きします。

○議長（栗原 廣哉君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。まず、1点目の、もう少し早くこういった改正ができなかったかということでございます。県のほうから、県の要綱の改正という部分もございまして、この福祉医療制度につきましては、あくまでも県の制度に基づいてのものでございますので、県の制度が改正されるまでに当町の条例の改正というのはなかなか制度上できないかなということで、その改正を踏まえての対応ということで、検討につきましては早くからはされてたんですけども、県のほうもこの福祉医療につきましては、毎年7月に更新という部分なので、それに合わせて県のほうも動かれていたのかなというふうに思うんですけども、あくまでもそういった県の動向、状況を見ながらということで御理解をいただきたいというふうに思います。

2点目のシステム改修につきましては、当町につきましては、この制度につきまして対象者が増えるというようなことで、こちらのシステム改修自体は特に必要がないということでございます。今の現行のシステムの中で対応ができるということになっております。

あと、対象者が増えて、町の財政負担が増えてくるというようなことでございますけれども、現時点の国公費負担医療制度と福祉医療制度との併用対象者数につきましては、自立支援制度につきましては10名、小児慢性特定疾病医療費助成制度が1名でございまして、これに伴う財政負担につきましては、大体年間11万円程度を見込んでございます。

なお、指定難病医療費助成制度の利用者につきましては97名、肝炎治療費助成制度の利用者が4名おられますけれども、中播磨健康福祉事務所から制度利用者のみの提供を受けておりまして、福祉医療制度の対象者数までの把握はできないことから、現時点ではこれらの方につきましてはの影響額を算定することは困難な状況でございました。しかしながら、福祉医療制度につきましては、身体障害者手帳1級、または2級の所持者や所得制限などの要件がございますので、実際に併用対象となる方は限定的であると考えております。

参考ですけれども、近隣の福崎町では町独自施策として、自立支援医療などに係る自己負担額助成制度を実施されておりまして、令和7年度の実績では約80万円ということでございます。福崎町の人口規模からしますと、当町はおおむね2分の1ということですので、年間40万円程度が一つの目安になるものと考えております。

なお、この福祉医療制度につきましては、助成費の2分の1が県補助の対象となっておりますので、本改正による町の実質的な負担は助成額の2分の1となり、現時点では予算の範囲内で対応できるものと見込んでおりまして、補正には上げてございません。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。一番最後の補正については、そういうことをやっぱり提案説明の中でしていただきたいなと思います。今後はよろしく願いしておきたいと思います。

それと、これ、町のほうから県への申入れをしていただきたいんですけれども、やはり末端の市町では住民周知ということがございます。現に、広報かみかわ6月号で、7月1日、受給者証の更新のお知らせをするわけですから、それまでに、今後、やっぱり制度改正があるときには、周知が間に合わないということを県のほうに伝えていただいて、県の都合だけじゃなしに、町として、町の都合といいますかね、6月広報でしっかりと、今後もこういう制度改正があるときには、6月広報でお知らせできるような、そういうスケジュールでいけるようにということをぜひとも県のほうに申入れをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。澤田議員がおっしゃられるとおり、こちらの周知期間というものも当然必要となってきますので、県のほうにはそういった、県のほうも当然そういうことは御存じかなとは思いますが、再度、改めてそういった意見があるということで、こちらからも県のほうには申し入れていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第50号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第51号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第11、第51号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年5月27日に公布され、令和8年4月1日から遡及適用されることに伴い、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額について引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 2 第 5 2 号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 1 2、第 5 2 号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和 8 年 2 月 1 3 日に児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が公布されたことにより、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた満 3 歳以上限定小規模保育事業が全国展開されることになり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する必要があるため、本条例を改正するものでございます。本規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から適用されますが、同日から 1 年を経過する日までの間の経過措置が設けられているため、本議会において本条例を改正するものでございます。

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業を包括した事業名で、小規模保育事業に満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に関するものであり、改正の内容は、小規模保育事業のゼロ歳から 2 歳児の規定を見直し、新たに満 3 歳以上保育事業について規定するための改正でございます。

なお、家庭的保育事業等の事業所は、神河町を含めまして、郡内に該当施設はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、詳細説明をさせていただきます。

改正の理由は、令和 8 年 2 月 1 3 日に児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が公布されたことにより、これまで国家戦略特区に限り認められていた満 3 歳以上限定小規模保育事業が全国展開されることにより、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

本規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から適用されますが、同日から 1 年を経過する日までの間の経過措置が設けられているため、本議会において本条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、児童福祉法の改正により、新たな事業形態として満 3 歳以上限定小規模保育事業が規定されたことに伴うものでございます。

新旧対照表で御説明をさせていただきます。19 ページを御覧ください。神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、第 6 条第 1 項では、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号で、小規模保育事業に掲げる事業として、満 3 歳以上限定保育事業と事業者、満 3 歳以上限定小規模保育事業者を規定しております。

第 6 条第 1 項第 3 号では、家庭的保育事業者等の規定から満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除くとし、0 歳から 2 歳児の内容として再規定しております。

20 ページを御覧ください。第 6 条第 1 項第 7 号では、満 3 歳以上限定小規模保育事業であっても、当該施設で保育の提供が終了した際には、保護者の希望に基づき連携協力施設で受入れを行うこととすることを規定し、第 18 条第 1 項第 6 号では、利用定員を定めることを規定し、第 27 条では小規模保育事業 B 型、C 型から満 3 歳以上限定小規模保育事業を除くことを規定しております。

21 ページを御覧ください。第 48 条の準用規定でございます。小規模型事業所内保育事業者であっても、小規模保育 A 型の設備基準に沿って、調理場、調理設備が必要となる改正を行い、次、22 ページですけれども、附則第 3 条及び第 7 条では、連携施設に関する経過措置及び職員配置について、満 3 歳以上限定小規模保育事業者については緩和措置を適用しない旨の規定となっております。

以上が改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

4 番、京極議員。

○議員（4 番 京極 歌織君） すみません、確認なんですけれども、満 3 歳以上限定小規模保育事業という新しい保育事業を国が法制度として創設したため、神河町の条例も、もし将来、その事業をやる人が現れたら認可できるようにしておくために整備しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。町長の提案理由でも申し上げましたけれども、現在のところ神崎郡内でこの事業を展開される事業者はいらっしゃいません。ただ、今議員がおっしゃっていただいたように、将来、事業者が出られたときのための条例整備ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

2 番、吉岡議員。

○議員（２番 吉岡 嘉宏君） ２番、吉岡です。この小規模保育事業でございますが、これまで私も保育所担当もしたことあるんですけども、今まではこの小規模保育事業、０歳から２歳児を対象に、定員１９人以下で行う。それはゼロ歳から２歳児については特に手がかかるから、小さな定員できめ細かな保育ができるということで、あえてそうなっておったように思っておるんですが、このたびは３歳から５歳児についても小規模保育をやりますよってなってますね。３歳から５歳については何にも、神崎保育園もあるし寺前保育所もあるし、そこへ行ってもうたらええような気がするんですけども、あえてこういった、もうこれはあくまでも国の制度やから、町が答えるべきもんじゃないかもしれへんけども、あえて、何でわざわざ３歳から５歳児を小規模保育事業オーケーですよってなった、その背景、もし分かればお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。吉岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

そもそもこの事業につきましては、特区、国家戦略特区として、大阪府堺市などで導入を、令和２年、２０２０年度から実施をされておりました。この特区の導入の背景には、待機児童の多くがゼロ歳から２歳に集中しており、その部分の待機児童の解消を目的に小規模保育事業というものが展開されました。しかしながら、０歳から２歳でありますので、３歳児になったときには違う保育園、認定こども園に入り直す必要がございます。いわゆる大きな保育園、認定こども園です。ところが、その認定こども園、保育園につきましては、従来のゼロ歳、１歳、２歳が既に入所しており、そのまま３歳になっても在園するケースが多く、３歳児の新たな枠の募集定員というものがなかなか出ませんでした。よって、いわゆる３歳の壁、３歳になって、小規模保育事業終わって、次の保育園に行けないというような弊害があったように聞いております。この部分の制度の解消を行うために、新たに３歳から５歳の小規模保育事業を行うということで、既に国家戦略特区で実施されてます堺市さんなどの例が有効であるというふうに国のほうが判断されて、全国展開されるということで理解をしております。以上でございます。

○議員（２番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第５２号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第 5 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。再開を 1 時 5 分とします。

午後 0 時 0 2 分休憩

午後 1 時 0 5 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

議案の審議に入る前に、藤原住民生活課参事兼防災特命参事から、報告第 3 号における質問の回答を修正したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

藤原住民生活課参事兼防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。先ほど報告第 3 号、吉岡議員の御質問に対し、誤った答弁をしておりました。

先ほど、中村区、杉区、大河区、柏尾区、大嶽山ということで答弁をしておりましたが、正しくは、中村区、大河区、柏尾区で各 1 か所、杉区で 2 か所の 4 区 5 か所でございます。訂正しておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

日程第 1 3 第 5 3 号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 1 3、第 5 3 号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和 8 年 2 月 1 3 日に児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が交付されたことにより、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた満 3 歳以上限定小規模保育事業が全国展開されることになり、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する必要があるため、本条例を改正するものでございます。本規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から適用されますが、同日から 1 年を経過する日までの間の経過措置が設けられてるため、本議会において本条例を改正するものでございます。

改正の内容は、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴うもので、満 3 歳以上限定小規模保育事業の認可及び確認に関するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、詳細説明をさせていただきます。

改正の理由は、令和８年２月１３日に児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が交付されたことにより、これまで国家戦略特区に限り認められていた満３歳以上限定小規模保育事業が全国展開されることになり、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する必要があるため、本条例を改正するものでございます。本規定につきましては、令和８年４月１日から適用されますが、同日から１年を経過する日までの間の経過措置が設けられているため、本議会において本条例を改正するものでございます。

主な改正の内容は、児童福祉法の改正により、新たな事業形態として満３歳以上限定小規模保育事業が規定されたことに伴うものでございます。

本条例改正につきましては、主に４つの改正内容がございます。

まず１点目は、これまでは小規模保育事業は３歳未満（ゼロ歳から２歳児）が対象であったものが、３歳以上限定小規模保育事業所を設置することができ、設立に当たっての運営基準を定める内容の改正であります。定数は６人から１９人の中で定員を決めることができ、保育士につきましても３歳児は１５人に対して１人の保育士、４、５歳児は２５人に対して１人の保育士配置基準となる規定となっております。

２点目として、入園選考の規定でございます。応募者が多く定員を超えた場合の選考方法を子供の認定区分により明確にし、保育認定（いわゆる２号・３号認定）については、お父さんやお母さんが共働きや就労時間のことなど、家庭の状況や保育の必要性の高さから、必要性の高い子供を優先的に選ぶこととし、教育認定（いわゆる１号認定）は就労などの制限がないため、先着順などの別の方法で選ぶことと規定されています。また、どの選考方法を用いる場合であっても、施設側は必ずあらかじめ保護者にその方法をはっきりと開示した上で選考を行わなければならないという透明性が義務づけられました。

３点目は、定員管理の徹底です。通常の園であっても、３歳以上限定園であっても、特例、特別利用であったり特定利用ですけれども、によって本来の想定と違う年齢・認定の子供（１号認定児や特例の３歳児）を受け入れる場合、園にいる全ての子供の合計人数が、あらかじめ設定されている利用定員の上限を１人でも超えてはならないという管

理義務が規定されました。

そして、４点目には、運営実務と必要書類の共通化（全年齢への適用）です。これまで満３歳未満（ゼロ歳から２歳児）を前提に書かれていた園の運営ルールが、３歳以上児の受入れについても記載し、規定することとなっています。勤務体制につきましては、預かる年齢にかかわらず、全在籍児に対して適切な職員配置（シフト体制）を整える義務規定が規定されております。

業務委託につきましては、直接保育に影響しない業務（調理や清掃など）の外部委託を認める例外規定を、３歳から５歳児の業務にも共通して適用すること。書類の５年保存、保育日誌、指導案、児童票などの保管義務については、卒園・退園から５年間保管することが、３歳から５歳児の記録にも漏れなく義務づけられるような改正となりました。

なお、現在町内、郡内では満３歳児以上の限定保育事業所を設置されるようなことは聞いておりません。

以上が改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第５３号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第５３号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１４ 第５４号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第１４、第５４号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク１０Ｇ－ＥＰＯＮ更新業務委託契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第５４号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク１０Ｇ－ＥＰＯＮ更新業務委託契約の件でございます。

本件は、神河町ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスを10ギガに対応させるための10G-EPON（光回線終端装置）へ更新するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

10G-EPONは、光ファイバー通信における局舎側の中核機器であり、1本の光ファイバーを分配する機器を利用し、複数の加入者宅に接続することを可能にする機器でございます。

なお、機器はCATV局舎及び長谷中継局に設置しており、それぞれ更新整備を行うものでございます。

契約金額は、税込み9,345万8,200円でございます。契約の相手方は、姫路ケーブルテレビ株式会社でございます。

また、履行期限は令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から開始予定の姫路ケーブルテレビ株式会社によるIRU方式での運営へ円滑に引き継ぐことを目的としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。第54号議案の詳細説明をいたします。

2ページの業務委託契約に関する附属説明書を御覧ください。

まず、入札状況についてです。(1)入札の日時、場所及び業務名ですが、日時は令和8年5月25日月曜日、午前10時15分、場所は神河町役場3階第3会議室において、神河町ケーブルテレビネットワーク10G-EPON更新業務の指名競争入札を執行いたしました。

次に、(2)応札業者及び入札書記載金額ですが、記載のとおり8,496万2,000円で、姫路ケーブルテレビ株式会社が落札候補者となっております。

続いて、(3)契約金額ですが、消費税及び地方消費税を加算した9,345万8,200円となっております。

本契約につきまして議決をいただきました後、本日付で契約締結を予定しております。

本件につきましては、町長の提案説明でも申し上げましたとおり、神河町ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスを10ギガ対応とするため、ケーブルテレビ局舎に2基、長谷中継局に1基、こちら先ほど町長のほうがテンGと申されましたけれども、呼び方には特に問題ございませんが、10G-EPON、いわゆる光回線終端装置を更新するものでございます。

次に、履行期限ですが、令和9年4月1日から開始予定の姫路ケーブルテレビ株式会社によるIRU方式による運営へ円滑に引き継ぐため、履行期限を令和9年3月31日としております。

また、本件につきましては、3台の10G-EPON機器代が予定価格の約81.7%を占めており、構築費を含めると約91.8%となります。このため、予定価格1,500万円以上の動産取得に該当することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本契約には5年間の保守契約を含んでおります。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらはCATV機器関係のイメージ図でございます。今回は、ケーブルテレビ局舎及び長谷中継局へ機器を設置するもので、資料にはケーブルテレビ局舎の構成を示しております。令和9年4月1日からは、姫路ケーブルテレビ株式会社と神河町ケーブルテレビを接続する上位回線が10ギガ回線2本となり、この後、第55号議案で更新予定のL3スイッチ及びL2スイッチを経由して、10G-EPON光回線終端装置へ接続される構成となります。これらの機器につきましては、全て10ギガ対応機器へ更新するものでございます。

また、10G-EPON光回線終端装置からは、町内各所へ敷設済みの光ファイバー網を通じて、各家庭へ接続されておりますインターネット用のDONU及びテレビ用のVONUへ接続されるイメージとなっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。（発言する者あり）

失礼いたします。一番冒頭に、入札日時につきまして、令和8年5月15って言った。（発言する者あり）失礼いたしました。入札日時における時間ですが、午前10時14分が正解です。私、15分と発言いたしました。訂正いたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。ちょっと確認させてください。

令和8年度の当初予算の説明資料の中で、本件について、システム更新委託料として2億2,144万9,000円で、そのうち10ギガの、10G-EPONですか、の更新が1億6,500万円ほどかかるであろうという、予算説明資料ではそのようになっておりました。今回の開札結果表を見せていただきますと、予定価格が8,802万円というふうに予定価格が定められているんですけども、1億6,500万円と予定価格の8,802万円、かなり乖離があるんですけども、この間、予算編成の段階から入札に至る間にもう少し精査されて、実際、この機器についてはもう少し安くできるという、そういうふうに判断されたのか、その辺りを教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。澤田議員の質問にお答えいたします。

この予算策定時に見積りを取って予算を入れているわけですが、その後、システム関係全体で、アドバイザー契約をしている関係もございまして、そういったアドバイザーの方にも相談をしながら、見積りを取る業者を少し増やしたりしながら実際の設計を取り組んだところでございまして、その結果として安くなっているというようなところでございます。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第55号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第15、第55号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク通信系装置更新業務委託契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク通信系装置更新業務委託契約の件でございます。

本件は、平成29年に導入しておりますL3スイッチ及びL2スイッチの通信系装置が、耐用年数8年のところ現在9年目を迎えていること、そして、神河町ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスを10ギガに対応させるために更新するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

機器は、CATV局舎にL3スイッチを2台、L2スイッチを6台及び長谷中継局にL2スイッチを2台設置しており、それぞれ更新整備を行うものでございます。

契約金額は、税込み5,926万4,260円でございます。契約の相手方は、株式会社ケーオウエイ北近畿営業所でございます。

また、履行期限は令和9年3月31日までとしており、令和9年4月1日から開始予定の姫路ケーブルテレビ株式会社によるIRU方式での運営へ円滑に引き継ぐことを目的としています。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。第55号議案の詳細説明をいたします。

5ページの業務委託契約に関する附属説明書を御覧ください。

まず、1、入札状況についてです。(1)入札の日時、場所及び業務名ですが、日時は令和8年5月25日曜日、午前10時27分、場所は神河町役場3階第3会議室において、神河町ケーブルテレビネットワーク通信系装置更新業務の指名競争入札を執行いたしました。

次に、(2)応札業者及び入札書記載金額ですが、記載のとおり5,387万6,600円で、株式会社ケーオウエイ北近畿営業所が落札候補者となっております。

続いて、(3)契約金額ですが、消費税及び地方消費税を加算した5,926万4,260円となっております。本契約につきまして、議決をいただきました後、本日付で契約締結を予定しております。

本件につきましては、町長の提案説明でも申し上げましたとおり、平成29年に導入いたしましたL3スイッチ及びL2スイッチの通信機器で、耐用年数8年のところ現在9年目を迎えている機器でございます。また、神河町ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスを10ギガ対応とするため、ケーブルテレビ局舎のL3スイッチを2台、L2スイッチを、予備を含め6台を更新、長谷中継局のL2スイッチを2台更新するものです。

次に、履行期限ですが、令和9年4月1日から開始予定の姫路ケーブルテレビ株式会社によるIRU方式での運営へ円滑に引き継ぐため、履行期限を令和9年3月31日としております。

本件につきましては、L3スイッチを2台、L2スイッチを8台の機器代が予定価格の58.1%を占めており、構築費を含めますと約82.2%となります。このため、予定価格1,500万円以上の動産取得に該当することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本契約には5年間の保守契約を含んでおります。

6ページには、先ほどと同様、ケーブルテレビ機器のイメージ図を添付しております。御参照ください。

以上で詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。2点ちょっと教えてください。

まず、先ほどの議案の10G-EPONですか、と今回のスイッチ関係の入札について、辞退者が大変多いんですけども、辞退された要因というか、そういうようなことを把握されてたら教えてほしいということと、もう一つは、先ほどの議案でも説明しました、令和8年度の当初予算の説明資料のシステム更新委託料の2億2,144万9,000円の業務の全てがこの2件で更新できたのか、できるのかという、この2つのことを教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。澤田議員の御質問にお答えをいたします。

この辞退者の関係でございますけれども、まず、先ほどの10G-EPONというのは、光ケーブル事業をやるには必要な機器ということでございます。ですので、基本的にはアドバイザーの方とも相談をしながら業者選定はさせていただいておりまして、特段応札できないということではないとは思いますが、金額的なところもあるのかなというふうには考えております。

また、このL2スイッチやL3スイッチというのは、ケーブルテレビに限らず我々の職場の中のインターネット構築の中でも使っている機器ですので、どこでも扱えるという意味では、少し辞退になってるところも、だからどうかなというのはあるんですが、ただし、既存のケーブルテレビ事業の中でやっているというところもあるのかなとは思いますが、ちょっとこちらでは詳細、把握しておりません。

それから、今回予算化したものにおいて、この10ギガ対応は2つの議案の中でできるかということでございますけれども、こちらはできているものと考えております。以上です。

○議員（7番 澤田 俊一君） 分かりました。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

5番、三谷議員。

○議員（5番 三谷 克巳君） 5番、三谷です。ちょっと澤田議員とも関連するんですが、今回、指名競争入札ということで7者を指名されてますが、先ほどアドバイザーと相談したというような形の説明もあったんですが、この7者を指名するんですが、この基

準ですね、というのが何かあったのかどうか、それで入札の参加資格に登録してあるとかね、そういう基準があると思うんですが、それが何かあれば教えていただきたいです。

○議長（栗原 廣哉君） 高内総務課長。

○総務課長（高内 教男君） 総務課、高内でございます。こちらのほうとしましては、この入札を示した業者ですけど、当然、我々、神河町のケーブルテレビの事業でいいますと、富士通さんであったりとかケーオウエイさんなどが、町のそういうシステム関係には参加もされております。また、ケーブルテレビさんについては自前の設備を構築されているというところでございます。その他につきましては、現在そのアドバイザーの方は、県のシステム関係に携わられていたということもございまして、そういう経験上から推薦いただいた部分がございます。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第 5 5 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第 5 5 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 6 第 5 6 号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 1 6、第 5 6 号議案、旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体外工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 6 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体外工事請負契約の件でございます。

本件は、旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体工事のほか、解体後に整備いたします防災公園及び隣接する町民武道場の一部改修工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、令和 8 年度と令和 9 年度までの 2 か年度事業であるため、債務負担行為により実施いたします。

契約金額は、税込み 4 億 6,860 万円でございます。契約の相手方は、株式会社片岡建設でございます。

また、工期は令和 10 年 2 月 29 日までとしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

羽岡教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。私のほうから、第 56 号議案について詳細説明を申し上げます。

8 ページを御覧ください。1、入札の状況につきましては、(1)入札の日時、場所及び工事については、令和 8 年 5 月 29 日金曜日、午前 10 時から役場 2 階総務課におきまして、旧神崎公民館・旧神崎体育センター解体外工事、事後審査型条件付一般競争入札を兵庫県電子入札共同運営システムにより行いました。(2)応札業者及び入札書記載金額につきましては、記載のとおり 4 億 2,600 万円で、株式会社片岡建設が落札候補者となっております。(3)契約金額は、入札書記載額に消費税及び地方消費税（10%）を加算した額、4 億 6,860 万円で、本契約の御承認をいただきましたら、本日付で契約する予定でございます。

2、契約相手方の経歴でございますが、工事出来高と資本金につきましては記載のとおりです。

3、工期予定は、着手につきましては、御承認いただきましたら、本日 6 月 10 日とし、完了は令和 10 年 2 月 29 日の予定としております。

なお、先ほど町長の提案説明でもありましたように、本工事については令和 8 年度と令和 9 年度の 2 か年の工事となっております。

次に、9 ページを御覧ください。株式会社片岡建設の工事履歴書を添付しておりますので、後ほど御確認のほうお願いいたします。

次に、10 ページを御覧ください。工事概要書、参考資料をつけております。①工事名、②工事場所は記載のとおりです。③敷地面積は、備蓄倉庫棟側が 4,769.19 平米、武道場側が 1,154.43 平米。④構造、⑤基礎等については記載のとおりです。⑥建築面積は、備蓄倉庫棟が 243.2 平米、武道場玄関が 59.16 平米、プレハブ倉庫 15.6 平米でございます。⑦延床面積、防災倉庫が 191 平米、武道場玄関が 53.16 平米、プレハブ倉庫 15.6 平米となっております。

⑧工事の主な内容といたしましては、ちょっと順番が前後いたしますが、19 ページを御覧ください。まず、令和 8 年度に行います解体工事ですが……。11 ページです、失礼いたしました、解体工事ですが、解体工事につきましては、神崎公民館、神崎体育センターほか倉庫、車庫などの附帯施設と、町民武道場の玄関部分の解体を予定してお

ります。

次に、10ページに戻っていただきまして、備蓄倉庫棟・武道場玄関、防災倉庫の新築・増改築工事については、記載のとおり建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事となっております。

11ページの屋外附帯工事については、施設全体の舗装工事及び雨水排水工事、防災公園と町民武道場の間の擁壁と防災広場全体へのメッシュフェンスの設置、敷地全体の外灯などを整備する予定といたしております。

12ページ以降は、防災公園全体の配置図、建物の平面図を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。ちょっと何点かお尋ねしたいと思います。

令和8年度の当初予算書の中では、令和8年度から令和9年度まで、限度額6億6,450万円の債務負担行為がされて本工事が計上されてるんですけども、契約金額が4億6,860万円で契約できたということは、財政難の神河町にとっては大変ありがたいことだと思っております。

その中で、令和8年度一般会計の当初予算の説明資料では、社会体育施設解体撤去工事請負費として3億9,430万円との記載があります。私の理解では、6億6,450万円のうち、3億9,430万円が解体で、残りが新たな建築整備の費用かなというふうに理解をしておったんですけども、今回このような金額になってる中で、今日の参考資料の10ページ、11ページの⑧の工事内容の中に、新築・増築工事、その中にも備蓄倉庫棟、武道館玄関、そして、次には解体工事、そして屋外附帯工事と、大きな項目があるんですけども、実際、今回の契約金額がかなり減額になった、予算よりも大変減額になってる部分で、大体その割合というか、設計額を教えてくださいなのであれば、設計額をお聞きしたいんですけども、この工事ごとですね、新築工事、増改築工事、解体工事、屋外附帯工事の別に大体の金額、また割合を教えてくださいかなと思うんです。これ、町民の方々から解体にどれぐらい結局かかったんやという、かかるんやという、そういうこともあったときに、答えるために、設計額の公開が具合悪ければ、大体の割合でも結構ですので教えてくださいかなと思います。

それと、本工事については、防災の備蓄倉庫棟の新築も含まれておるんですけども、本工事は完了まで教育委員会の教育課が担当されるのか、またそうではないのかを、2点目の質問です。

そして、3点目の質問としましては、この図面の中には記載が恐らくないんですけど

も、旧神崎公民館の玄関の向かい側、川側に、岸原廣明さんの歌碑が建っています。これ、建築当時に、神河町越知出身で、加西市の羅漢寺の住職を務められた岸原廣明さんが、今から48年前になるんですけども、ふるさとの公民館の竣工を祝って詠まれた歌碑がありまして「越知川の 瀬音に和して 里人の もろごえ共に 幸わうところ」、そういう短歌が刻まれている歌碑がございます。これを何とか保存、移設等ができないものかという、以上3点をお尋ねします。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。私のほうから3点、今出ました澤田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございます。本工事につきましては、予定価格を、税抜きでございますが、5億4,444万4,000円といたしておりました。当初の予算額からしても、約6,000万強減っております。こちらの理由につきましては、当初、予算を積算する際、当時も建設の物価がかなり高騰しておりました。その辺りが、この4月までにどれくらい高騰するか分かりませんでしたので、ある程度上積みを持った状態で予算を組まさせていただきます。4月に入りまして、4月の物価に合わせて設計額を積算させていただいたというところで減額という形になっております。

予算の中の解体、あと、備蓄倉庫棟、町民武道場、あと、防災広場等の屋外附帯工事の金額割合で申し上げますと、設計ベースで申し上げさせていただきますと、解体工事につきましては2億8,304万6,000円、備蓄倉庫棟が1億2,200万6,000円、町民武道場が6,060万円、屋外附帯工事が1億5,702万2,000円となっております。これが1点目の質問の回答とさせていただきます。

続きまして、2点目のこの工事につきましては、工事が完了するまでは教育課のほうで担当のほうさせていただきたいと思っております。

3点目の岸原様の歌碑につきましては、現在、神河町立の小学校のほうに御子息様がいらっしゃいますので、そちらの方と御相談しながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 1点目、2点目については理解できました。

3点目については、やはり旧神崎公民館を利用された方にとっては、やっぱり一つのシンボルとして大事なものであると思いますので、神崎小学校の岸原校長先生とよく相談をさせていただいて、例えばですけども、桜空の敷地内とか、そういったことも考えられるんじゃないかなと。私は桜空の竣工式の当時の議長としての挨拶の中でも、この歌碑のことを話させていただきました。そのときに、岸原校長先生もお越しになって、大変喜ばれた経緯もございますので、この点については何とか善処をお願いしたいなと思うところです。

あと、この議案については、主に工事の契約のことについてなんですけども、今日、参考資料として１２ページから１５ページまで図面が出てきました。恐らく１４ページ、１５ページの平面図については、今回私は初めてこれ見るんじゃないかなと思うんですけども、そういう初めて出てきた資料ですので、あえてここで質問を何点かさせていただきます。

まず、１３ページの計画の配置図です。グラウンド側に駐車スペースが、グラウンドの擁壁の上に、グラウンドの一番東隅、新たにできるところの西隅に駐車場があります。この駐車場というのは、グラウンドの利用者のためのものなのか、防災公園の利用者のためのものなのか、それを教えてほしいのと、それと、武道場側の駐車スペースも含めて、車椅子用の位置、この位置というのは利用者に配慮されてるのかなと。特に武道場側については、現在、障害者・車椅子用の駐車場が建物の南西隅に用意してありますけども、スロープは北西のほうにあるんですよね。この位置がいいのかなというふうに、私はこの図面を見て疑問に思いました。

それと、先ほど言いました、防災の倉庫棟の、この車椅子用の位置もこれでいいのかということをお願いのと、それと、この図面の防災広場の中に、小さい数字で２５台とか何台とかってというのが点々と書いてあるんですけども、この台数っていうのはこれ何なのかなっていうのがちょっと分からないので教えてほしい。この１３ページについては以上です。ちょっとたくさんありますので、順番に行きます。

次に１４ページです。１４ページの防災の倉庫棟の平面詳細図、この中の多目的トイレに、オストメイト、人工肛門のストーマを洗浄する機能があるのかなと。多目的トイレの便座のすぐ上あたりにあるのがそうなのかなと思うんですが、詳細図面がないので分からないんですけども、オストメイト機能がこのトイレにあるのかということをお願いです。

それと、最後に、１５ページの武道場の増築の平面詳細図です。このトイレの数を見て、２４６平米、１２メートル掛ける２０メートルの武道場にこれだけ多くの便器が必要なのかなというふうに、この図面を見て思いました。それよりは、むしろ更衣室が必要ではないかなと。武道をされてる方っていうのは当然着替えが必要で、特に女性については着替えが必要だと思いますし、神崎体育センターがあったときには、神崎体育センターの中に更衣室があったと思うんです。そういう意味で、この武道場を利用される方の、利用者とか指導者の方々の要望とか、そういうようなことを聞かれた上でこの武道場の増築部分の設計がなされたのかなと、その点を教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。澤田議員の質問にお答えいたします。

まず、１３ページの駐車場の関係でございます。町民グラウンドと、あと、備蓄倉庫棟の間でございます駐車場につきましては、一応、防災公園側にはついておりますけれ

ども、町民グラウンドで使用される、例えば、今ですとグラウンドゴルフなんかでも使われております。そういった方にも御利用いただけるようには予定はいたしております。

あと、車椅子用の駐車場の場所につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、確かに場所的にどうかというところもございますので、こちらにつきましては、建設がまだ来年度になりますので、障害担当の健康福祉課のほうとも協議しながら対応のほうしていきたいと、検討のほうしていきたいというふうに思っております。

防災公園内にあります、台数をこれ書いておるんですけれども、こちらにつきましては、防災公園内に一応駐車場にも使えるように予定しておりまして、そちらの台数をちょっと記載しております。大体この防災公園内で約90台駐車できるというスペースを設けておりますので、この計算でいくと93台ぐらいになると思うんですけれども、約90台ぐらいを、特に駐車線の線を引く予定はございませんけれども、大体大まかに90台ぐらいを駐車できるスペースがあるということで、この台数を記載させていただいております。以上が1つ目の質問の回答とさせていただきます。

2つ目の、トイレのオストメートにつきましては……。すみません、申し訳ありません、その部分はお時間いただいて、武道場側のトイレにつきましては、先ほど言われたように、男子トイレにつきましては、小が3個と大が1と、女子トイレについては大が2という形になっております。施設を利用されてる方の要望等を聞いたかということとていきますと、要望のほうは聞いておりません。こちらのほうでそういった、利用者の男性、女性の割合ですとか、利用人数を見て、そういった台数のほうを設置させていただいております。更衣室につきましても、一応こちらとしては今のところ予定はしておりませんでした。

それでは、以上、回答とさせていただきます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 3回目です、限られてますので。最後の部分ですね、武道場のことについては、武道場以前のことですね、今回の栗賀北ブロックの町長懇談会の場でも、この防災公園の設置の整備内容について、地元といいますか、そういうところへのなかなかそういう説明もなかったという、そんな発言もありました。そういう意味で、少し私も、今までこの図面、特に武道場のこの増築部分についての図面というのは、私は初めて見るのであえて質問させてもらったんですけれども、やっぱり利用者の、やっぱり今後いろんなことを整備する、限られた予算の中で整備する上で、私は更衣室ってやっぱり要るんと違うかなと。武道される方っていうのは当然着替えが必要なわけで、その武道着のままそこを歩いたりとか、車を運転するということじゃなしに、やっぱり更衣というのは大事やと思うんですね。そういう利用者目線で今回の設計がなされたのか、限られたスペースの中であるのであれば、トイレの数を減らしてでも、例えば女性の部分だけでも、更衣機能があるスペースができなかったものかなと、そういうことを感じるんですけれども、そういう意味で、やはりこういうものを整備するときに、実際

利用者があるわけですから、そういう利用者とか、特に指導者ですね、指導者の方っていうのはそういうことを把握されてると思いますので、そういうことを聞いてほしいなと。建築は、これ来年ですので、もう設計終わって、一応入札も終わってるんですけども、工事の内容の変更とかっていうようなことが検討できないか、その辺り、副町長、いかがですか。

○議長（栗原 廣哉君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。先ほど議員がおっしゃったとおり、栗賀北ブロックでもそういうお声を聞きました。建設業者、今日お認めいただいたら契約をするということになりますので、その業者と共に、教育課のほうも区長さんのところに御挨拶に行ってお話をするということで、少し話をさせていただこうとしています。

それと、もう一つの更衣室の部分なんですけれども、利用者の方の話を聞いてという部分で、幾らかできることがあると思ってます。私も、短期間だったんですけど、武道場に通ってた時期がありまして、その武道場の一番東っ側に道具が入る広いスペースがあるんです。あれ全部使ってないんじゃないかなと思うので、あの部屋を仕切るだけでも、今、議員がおっしゃった女性と男性の更衣とかできるん違うかなと思うので、その辺りも、できるだけ使う方に便利のように使っていただきたいというふうな、できる範囲の工夫をしてみたいと思います。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

5 番、三谷議員。

○議員（5 番 三谷 克巳君） 5 番、三谷です。これも 1 点お尋ねをしたいと思います。

解体工事ですね、後々よく課題というんか、問題になるのが、アスベストの除去なんです。今回の設計書の中に、アスベスト等の除去の分が網羅されているのか、いや、これらの体育館等については、公民館については、アスベストの心配は全然しなくてもいいということなので、網羅してないか、その辺はどうでしょう。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。三谷議員の質問にお答えします。

アスベストにつきましては、昨年度、設計の段階で調査をいたしまして、アスベストがある箇所も確認されております。以前にも検査のほうしておりまして、事前に、ある場所は密封された状態のところ等もありましたので、確認させていただいて、今回の工事につきましては適正な形で除去のほうをする予定にいたしております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 5 番、三谷議員。

○議員（5 番 三谷 克巳君） 5 番、三谷です。ということは、実際、解体工事にかかってアスベストの量等で変更をしなければならないという事象は発生しないと、そのように考えてよろしいでしょうかね。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。三谷議員の質問にお答えいたします。

昨年度、アスベストの調査のほうを業者さんのほうにお願いして、確認もさせていただいております。現場、あとまた図面、図面自体が古いもので、確認のほうをさせていただいておりますけれども、実際工事に入りまして、もしかしたらまた別の部分でそういったものが見つかる可能性もありますけれども、そのときにつきましては、また追加という形にはなるとは思いますけれども、そういった形で対応のほうをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 10番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。13ページで教えてください、確認です。

西側に駐車場になっております。これ、横が野球場、今も少年野球とか使われてます。大人の方も野球されたりするんですけど、今、レフト側なんで、レフトにホームランが行ったときでも、ここは車が止まってないんでネットもなくても大丈夫なんかなと思いますけど、これ、駐車場ができれば、これはネットが設備されるのか、教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。木村議員の質問にお答えしたいと思います。

今のところ、今言われましたネット等の設置のほうは予定しておりません。もしそういったことが発生するようであれば、またこちらのほうで検討のほうをさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 10番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。僕も野球協会に所属していたときでも、やっぱりチームの子がここに、レフト、ホームラン放り込んだりして、車があれば多分へこんだりすると思います。今も実際、少年野球も使われてます。野球場なんで大人の方も野球すると思うんで、何かあってからでは遅いと思います。検討のほうよろしくをお願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。木村議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に野球場を使われる方の駐車ということも考えております。ということは、利用者の関係者が止められておりますので、もしそういうことがあれば車を移動いただいて、商工会側のほうを御利用いただくことがいいのかなというふうに思います。もし、もう飛ばないと分かっているような競技、例えばグラウンドゴルフとかいう競技であれば、このスペースを使ってもらえるような活用を考えていただきたいというふうに考えて

おります。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 10番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 10番、木村です。3回目です。

野球されてる方はそれは注意するんです、自分たちで。やっぱり、野球されてます、武道場を使う方、ほな駐車場なんで止めますよね、止めたらあかんとはなってないんで。そういうことを言うとするんです。野球の方がもし当たったりしたら、僕もやっぱりあったんで、あっ、しゃあないな、でも、ここは届かへんな、いや、届いてしまったな、ワンバンで当たってしまったなとか理解できるんですけど、止めとった僕が悪いってなってる。やけど、やっぱり武道場を活用される方、そこが駐車場だったらやっぱり止めちゃうんですよね。そういうところを気にして、ここをちょっと言わせていただいております。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。武道場を使われる方につきましては、基本的には武道場周辺に駐車場ございますので、まずはそちらを利用していただきたいと思います。ただ、大会、試合等で、もちろんこっち側でも使われるようなこともあり得るとは考えております。よって、今後、立て看板等でそういう注意喚起なども検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

6番、鶴野議員。

○議員（6番 鶴野 義一君） すみません、先ほど、トイレのことですけども、男子トイレ小が3で、大が1つ、それから女性のほうで2つですか、と言われましたですね。それでね、私、思うんですけど、どこ行っても女性のほうが少ないんですね。これ、2か所ですか。もう2つでも増やしていただけないんですかね。私ら、グラウンドゴルフしとうときでも、女の人はずっと困ってっすわ、並ぶことあるんで。やっぱり女性のほうももっと増やしてもらったらと思うんですけど。この武道場のこと、何か言うてましたね、トイレのこと。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。鶴野議員の質問にお答えいたします。

先ほどの澤田議員さんの質問でも、トイレ関係、また、更衣室関係の話もいただきましたので、今、鶴野議員さんからいただきました質問につきましても、今後それも踏まえて、業者なり、あと、利用されている方々にもちょっとお話をさせていただいて、検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、三谷議員。

○議員（５番 三谷 克巳君） ５番、三谷です。私もこの５月から議員になったものですから、過去の話がよく分からないんですけど、ここの今回の整備については、緊急防災等の起債を使つての活用ということなんで、私がちょっと認識が間違いをしとったんですけど、この防災公園というのは、あくまで避難の場所のこういう広場が前提やと思うたんで、先ほど言っていました、木村議員から出てましたように、野球場とか、そういうことで使えるのは可能なんではないでしょうか。その１点だけ教えてほしいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。三谷議員の質問にお答えいたします。

こちらの防災公園につきましては、基本的にこの施設自体も開放した状態になっておりますので、今、町民グラウンドで使われております、そういった野球とかグラウンドゴルフに使用されている方もそちらのトイレ等も利用できます。（「トイレの話じゃないでしょう、駐車場も使えるのか」と呼ぶ者あり）駐車場も、防災公園内の駐車場も使えるようにはなっております。

○議長（栗原 廣哉君） 廣納財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（廣納 智彦君） 総務課、廣納でございます。三谷議員様からの御質問にお答えします。

フェンス等について、緊防債、対象になるかということですが、今のところの設計等にはフェンスは入っておりません。起債上の申請につきましても、防災公園という形で申請をしているところでございます。仮にフェンス設置ということになった場合には、公園の一体物という形では申請をしていきたいということで、何とか緊防債の対応になるような形で協議を進めたいというふうに考えているところでございます。

ただ、１点、先ほどから武道場の関係のお話が出ておりますが、武道場につきましても本来、緊防債で何とかという思い持ってるんですけど、やはり武道場につきましても、主な目的といいますのが武道場という形になりますので、少し県とも協議を進めてるんですけど、武道場については過疎債等といったような形の起債を活用することになる可能性が高いかなというふうに、まだ決定はしてませんが、そのような協議をしているところでございますので、公園に関係する部分に何とかフェンスなんかも加えながら、変更する場合は共用したいというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ございませんか。

１番、小寺議員。

○議員（１番 小寺 俊輔君） １番、小寺です。先ほど三谷議員の質問に補足をさせて、追加で質問をさせていただきます。

廣納財政特命参事からは、緊防債でそのフェンス等々が使えるというふうな回答をいただいたんですけども、三谷議員の質問の本質でいいますと、いわゆるこの防災公園のグラウンド部分を自由な意図で使用できるのかどうかっていう質問でしたので、例えば

ここのグラウンドでグラウンドゴルフをすることが可能なのかとか、そういう質問でございますので、そちらのほうを答えていただきたいと思います。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。小寺議員の質問にお答えいたします。

広場の部分につきましては、先ほど申しましたように、臨時の駐車場としてで約90台ぐらいの駐車スペースがございます。あと、災害時の緊急的な廃棄物みたいなものを置くようなスペースとしても考えております。広場自体はアスファルト舗装しておりますので、基本的にはそういったスポーツ関係には向かないような形にはなっております。一応、今言いました駐車場ですとか、そういう緊急の仮置場とかいったような使用を想定しておりまして、基本的には、門などは今のところは施錠せずに開けた状態で利用していただくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 1番、小寺議員。

○議員（1番 小寺 俊輔君） 小寺です。すみません、確認させてください。

そうしたら、この防災広場についてはアスファルト舗装がしてあり、常時開放がしてあって、例えばふだん駐車場として使用しても問題ない。特に使用目的も制限しないので、町民の方が自由に使っていただいたら結構という理解でよろしいですかね。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。小寺議員の質問にお答えします。

小寺議員が今おっしゃられたとおり、基本的に広く町民さん等に開放する予定にしております。ただ、使い方で、やはり駐車場とかいった、違う、例えばバーベキューとか、そういったことをしてごみを散らかすとかいったことが、事案が発生しますと、それはそれでまたちょっと対応のほうを考えさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ございませんか。

11番、安部議員。

○議員（11番 安部 重助君） 安部です。先ほど鶴野議員からも指摘があったんですが、けれども、ここの女性用のトイレを多くしてくれという要望でございます。これは、今かなりいろんなところで問題になってると思います。例えばサービスエリアであっても、かなり女性のトイレは混み合います。また、私も万博にも行かせていただいたんですが、そのときもかなりやっぱり女性トイレが非常に混雑しているという状況も見受けられました。特に多く人が集まるところには、やはり女性用のトイレが大変必要でございます。当然、男性よりも女性のほうが若干、一人の使用時間が長いように思いますので、そこら辺のことも考慮すれば、やはり女性用のトイレをしっかりと確保していただいて、快適な用足しができるようにしていただきたいなというふうに思います。

重ねてお願いしておきます。

○議長（栗原 廣哉君） 羽岡社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事（羽岡 幹雄君） 教育課、羽岡でございます。安部議員の質問にお答えいたします。

先ほど澤田議員、あと、鶴野議員が申されましたような部分につきましては、今、安部議員も質問されたように、十分検討して対応のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論ないようです。討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第57号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第17、第57号議案、令和8年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和8年度神河町一般会計補正予算（第1号）で、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

まず、第2表、地方債補正において、道路整備事業債、橋梁整備事業債の限度額の補正でございます。歳入歳出予算の補正の主な要因は、歳入では、地域未来交付金、道路メンテナンス事業費補助金、地域農業構造転換支援事業補助金、農業経営法人化支援事業補助金などの増額でございます。土地利用規制等対策交付金、コミュニティ助成事業助成金、今回の補正による財源調整のための財政調整基金繰入金などの減額でございます。

歳出では、企業版ふるさと納税ウェブシステム使用料、地域活性化起業人負担金、集落集会施設整備事業補助金、町税過誤等還付金、地域農業構造転換支援事業補助金、集

落宮農活性化プロジェクト促進事業補助金、町道改良工事請負費、橋梁修繕工事請負費などの増額、地域活性化起業人推進委託料、コミュニティ助成事業助成金などの減額があります。

また、グリーンエコー笠形の管理事業者がアスコテクニカ株式会社に決定し、キャンプリゾート神之河のひとつとして管理いただくこととなったため、観光施設等管理事業費を減額するものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,708万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億9,708万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

廣納総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（廣納 智彦君） 総務課の廣納でございます。それでは、第57号議案の詳細説明をさせていただきます。まず、5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表、地方債補正でございます。まず、地方債の補正であります。道路整備事業は2,700万円を増額いたしまして、限度額を1億3,540万円とするもので、町単独町道改良事業で、町道峰山線落石対策工事に係るもので、起債の種別につきましては、緊急自然災害防止対策事業債でございます。橋梁整備事業は、道路メンテナンス事業で過疎対策事業債の限度額を1,420万円増額させていただきまして、8,220万円とするものでございます。これは、国庫補助金内示額が大幅に増額となったことから、事業費も増額をさせていただくものでございます。

これらによりまして、限度額の総額に4,120万円を追加し、18億7,240万円とするものでございます。

最後の12ページになりますが、参考資料として、起債の一覧を掲載させていただいておりますので御参照ください。

以上が地方債補正の内容でございます。

それでは、歳入歳出予算について御説明をいたします。8ページのほうをよろしくお願い申し上げます。8ページは事項別明細書となっております。

まず、歳入でございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料で、7月から笠形体育施設の使用を開始することから、使用料10万円を増額計上させていただいております。

続いて、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、地域未来交付金（デジタル実装型）でございますが、55万7,000円の増額であります。ひょうご新ICサービス導入に係る補助金であり、当初予算時におきましては、国からの補助

金額が示されていなかったといったことから、当初予算では歳出のみの計上をさせていただいております。こちらについては、コミュニティバス運営事業の中での歳出という形になっております。

次に、4目土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業費補助金6,119万4,000円の増額で、国の内示によるものであります。近年、この交付金につきましては要望額に対して40%程度の交付しかいただけない状況でございましたが、今年度は70%程度の内示をいただけた状況であるということでございます。

続いて、15款県支出金、2項県補助金、4目農林業費県補助金で741万7,000円の増額でございます。1点目が有機農業転換推進事業補助金45万4,000円の増額で、新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対しまして、生産開始に必要な経費相当額を支援するものでございます。2点目が地域農業構造転換支援事業補助金163万9,000円の増額で、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械の導入を支援するものとなっております。3点目が農業経営法人化支援補助金513万6,000円の増額で、集落営農活性化プロジェクト事業補助金で、共同利用機械の導入を支援するものでございます。4点目が、農業次世代人材投資事業補助金18万8,000円の増額で、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金を交付するものでございまして、今回、単価改正に伴う増額でございます。

続いて、3項県委託金、5目土木費県委託金で、土地利用規制等対策交付金2,000円の減額でございます。こちらにおきましては、県からの交付内示によるもので、内示額は2,000円ということになります。

続いて、18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は914万5,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額させていただくものでございます。これによりまして、補正後の基金残高は15億8,587万5,000円の見込みでございます。

続いて、20款諸収入、5項雑入、2目雑入は423万7,000円の減額で、1点目がコミュニティ助成事業助成金440万円の減額でありまして、一般社団法人自治総合センターからの助成金で、当初予算では3件分を予算化しておりましたが、2件不採択となったものでございます。2点目が農地中間管理事業推進委託金16万3,000円の増額で、農地中間管理機構の交付内示によるものでございます。

次の9ページをお願いいたします。21款町債につきましては、先ほど第2表をもちまして説明をさせていただいたとおりの内容となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。10ページからは歳出となります。

2款総務費、1項総務管理費、5目交通対策費、ひょうご新ICサービス導入補助金7,000円の減額は、共通サーバー構築に係る経費の確定により減額するものでございます。財源につきましては、地域未来交付金（デジタル実装型）を充当させていただく

予定としております。

6目企画費、樹木伐採委託料39万6,000円の増額は、福山貸工場進入路沿いの危険性のある支障木を撤去するものでございます。

次に、地域活性化起業人推進委託料750万円の減額は、地域活性化起業人副業型として契約予定をしていた2人の起業人から辞退の申出があったこと、また、1起業人との契約におきまして、副業型から派遣型へ移行することによる減額でございます。

次に、ウェブシステム使用料140万4,000円の増額は、企業版ふるさと納税の総合窓口（ウェブサイト）を通じて寄附申請があった場合、寄附額に対しまして20%のシステム使用料が発生いたします。今回、6台の冷凍冷蔵庫の寄附、物納寄附になりますが、冷蔵庫を頂けることになり、システム使用料を増額させていただくものでございます。

地域活性化起業人負担金442万5,000円の増額は、先ほど御説明させていただきましたとおり、地域活性化起業人の副業型（委託料）から派遣型に移行させていただくための増額となっております。

最後に、コミュニティ助成事業助成金440万円の減額です。新野区、中村区、新田区の3件、3区を一般社団法人自治総合センターに申請していましたが、中村区、新田区の2件、2区が不採択となったということにより、所要額を減額させていただいております。

次に、8目諸費、集落集会施設整備事業補助金200万円の増額は、南小田区の集会所の改修整備に対するものでございます。

町税過誤等還付金486万6,000円の増額は、令和4年度から令和7年度までの固定資産の課税誤りにより還付が必要となったものでございます。過誤の内容ですが、償却資産として申告する必要のない資産を誤って申告していたもので、償却資産修正申告に基づきまして還付するものでございます。過年度町民温水プール使用料還付金42万3,000円の増額は、町民温水プールのチラーの不具合によりまして営業ができなかった期間についての、年会員様等の使用料を還付させていただくための増額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費であります。この費目での補正計上は3点ございます。1点目が有機農業転換推進事業補助金45万4,000円の増額であり、歳入でも御説明いたしましたが、新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対して、生産開始に必要な経費相当額を支援させていただくものでございます。

2点目が人・農地問題解決推進事業で、需用費の消耗品費16万3,000円の増額は、農地中間管理機構交付金の額の決定により増額させていただくものでございます。農業次世代人材投資事業補助金18万8,000円の増額ですが、こちらも歳入で御説明いたしましたが、次世代を担う農業者となることを志向される就農希望者や新規就農者への資金を交付するもので、今回、単価の改正があったというところからの増額でございます。

3点目が農業経営法人化等の支援事業でございまして、こちらにつきましても歳入で御説明させていただきましたとおり、地域構造転換支援事業補助金163万9,000円の増額は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用の機械の導入補助でございまして、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金513万6,000円の増額は、共同利用機械の導入を補助するものでございます。

続きまして、10ページから11ページにもまたぎますが、6款の商工費、1項商工費、2目の観光振興費でございまして、こちらにおきましては、グリーンエコー笠形の維持管理費につきまして、当初予算計上におきましては直営を前提に予算計上をさせていただいてましたが、キャンプリゾート神之河のひとつときといたしまして、アスコテクニカ株式会社に管理いただくことが決定いたしましたため、事業者負担分となります維持管理費の減額と、笠形体育施設の利用及び管理に必要な備品購入費の増額をさせていただくものでございます。

まず、維持管理経費の減額といたしましては、需用費の光熱水費で290万円の減額、委託料1,098万6,000円であります。内訳といたしまして、施設警備委託料19万8,000円、清掃維持管理委託料13万4,000円、高圧受電設備管理委託料25万円、消防設備点検委託料23万1,000円、浄化槽管理委託料462万円、エレベーター保守点検委託料47万6,000円、施設管理業務委託料492万9,000円、特殊建築物等定期報告書作成業務委託料14万8,000円の減額ということになっております。

次に、笠形体育施設の利用及び管理に必要な経費を少し増額させていただいておりますが、こちらにつきましては、ウェブシステム使用料、こちらについては予約管理システムの使用料ということで13万円、体育用具等の備品の購入ということで42万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、需用費の消耗品2,000円の減額は、土地利用規制等対策交付金の額の決定により減額させていただくものでございます。

次に、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費でございまして、この費目での補正計上は2点でございます。1点目が町単独町道改良事業で、町道峰山線の落石対策工事に伴う増額補正でございまして、まず、樹木伐採委託料として200万円、町道改良工事請負費、これは落石対策工事となりますが、2,500万円を計上させていただいております。財源につきましては、先ほど申しました地方債、12ページで一覧になっておりますが、地方債といたしまして緊急自然災害防止対策事業債を充当予定ということでさせていただいております。

2点目、最後になりますが、道路メンテナンス事業でございまして、橋梁修繕工事請負費7,422万6,000円の増額でございまして、財源といたしましては、道路メンテナンス事業費補助金6,119万4,000円、地方債といたしましては、こちらも12ページになりますが、過疎債1,420万円を充当予定とさせていただいているところでござ

います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

7 番、澤田議員。

○議員（7 番 澤田 俊一君） 7 番、澤田です。何点かお尋ねします。

まず、歳出の総務管理費の 6 目企画費の中の地域活性化起業人の分ですね、起業人の委託料 7 5 0 万円の減額の部分で、2 名が辞退、1 名が派遣型に変更ということなんですけども、2 名の辞退ということは、昨年度やられておった方が辞退されているというふうに私は理解しとんですけども、その辞退の理由、それを教えてほしいのがまず 1 点目です。

それと、コミュニティ助成事業の助成金の 4 4 0 万円の減額、これ、中村区と新田区の部分が不採択になったということなんですけども、新野区、中村区、新田区というのは上がってて、これは役場の中での優先順位とかっていうのがあったのかどうか、仮にあったとしたら、次年度の優先順位はどうなるのか、その点を 2 点目の質問として教えてください。

それと、次に、同じく企画費のウェブシステム使用料、これは町長の説明の中では企業版ふるさと納税のためのウェブシステムの使用料というふうにお聞きしたと思うんですけども、なぜこの時期に補正予算なのか、当初予算の計上ができなかったのかというところです。

それと、同じくですけども、総務管理費の 8 目の諸費の集落集会施設の整備事業補助金、これについては、例年、前年度の秋口に予算編成前に区長要望を取りまとめられて、当初予算に計上されるべきもんじゃないかなと私は理解しとるんですけども、なぜこの時期に補正予算が計上されるのか、それを教えてください。

以上、4 点です。お願いします。

○議長（栗原 廣哉君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

私のほうからは、起業人の委託料、それから、コミュニティ、ウェブシステムの、この 3 つの点について回答をさせていただきます。

まずは、起業人制度の委託料と、地域活性化起業人推進委託料の 7 5 0 万円の減というふうな中での説明を特命参事のほうからしていただきましたけれども、2 名の辞退といいますものは、7 年度に副業型としまして 3 事業者といいますか、3 社になります。7 年度が 3 社、それから 8 年度、新たに事業をしていただきたいということで、当初予算のほうには 4 つの事業者様をプラスして、合計 7 社で当初予算を組ませていただいたというところでございます。

そのうち、7 年度にこちらのほうに来て活動していただきましたノベルワークスと

いう事業者になりますけれども、これはDX事業者の関係になりますけれども、そのノベルワークス様から7年度で辞退をさせてほしいというふうなところで、その理由につきましては、意外とこの活性化起業人の部分につきましては、やはり滞在日数とか活動内容にも制限があるというふうなところで、もっと自由に動かさせてほしいというふうなところで、活性化起業人制度としては辞退をするけれども、今後も続けて入ってくるというふうな形の中で、ノベルワークスさんが辞退をされたというところでございます。

それから、もう一つの辞退といいますところにつきましては、8年度新規に4つを計画をしてたんですけれども、そのうちの、今現在につきましては2つ、4つのうち2つは8年度新たに活動をしてほしいということで、地域活性化起業人の契約をさせていただいた。それから、今現在、もう1社については調整中というふうなことで、4つのうち3つは何とかなるかなというふうなところで、残りの1つについてはもう可能性がないというふうなところで、4つのうち1つは当初予算には上げさせていただいてたんですけれども、今回、減額をさせていただくということで、8年度については3つの事業者を新たに追加をさせていただきたいというふうな内容でございます。

それから、次に、コミュニティ事業の440万円の減額の分、先ほど澤田議員がおっしゃっていただいたとおり、新野、それから中村、新田の部分で、新野区の230万円が採択をされたということで、中村、それから新田の部分の440万円を減額をさせていただいたというところでございます。

それで、質問のところですが、優先順位というふうなところですが、今までもお話をさせていただいてたとおり、8年度の事業の実施するに当たりましては、5区からの申請がございました。その5区からの申請があったんですけれども、優先順位といいますのは、これまでの町からの補助、それから県からの補助も含めて、町からの補助なんかを使った経過、そういったところも優先に入れさせていただいて考えさせていただいた。もしくは、ほかの事業でカバーができるようなこと、内容はないかというふうなところも含めて優先順位をつけさせていただいて、8年度申請させていただいたのは、新野区、それから中村区、それから新田区と、この3つを申請、申請といいますか、5区全部を推薦はさせていただいてたんですけれども、上に上がったのがその3つというふうなところと、当初予算に上げさせていただいてたのがその3つというところでございます。

今回、新野区だけになりましたので、また来年度、申請があった場合どうするのかというふうなところなんですけれども、来年度は来年度で、また新たに申請が出てきた区に対して優先順位をつけさせていただきたいというふうなところで、今年出してたから、来年も続けて出してたから、それが優先順位が上がっていくということではなくって、毎年毎年提出があった区の中で優先順位をつけさせていただいて、町のほうから県のほうに推薦をさせていただくというふうな形を取らせていただいております。

それから、ウェブシステムの使用料、今回、140万4,000円の使用料増額というふうなことをさせていただいております。このウェブシステムの使用料につきましては、企業版ふるさと納税の募集に当たりまして、企業と連携といいますか、契約をさせていただいて、ウェブサイトを使用させていただいております。そのウェブサイトを利用して企業版ふるさと納税が申込みがあった場合、使用料としてその企業版ふるさと納税の寄附額の20%をお支払いするという契約になっております。

今回、当初予算のほうにつきましては100万円の想定で22万円、20%プラス消費税ということで、22万円の予算を置かしていただいていたんですけども、今回におきましては物納というふうな形で、金額的には637万8,000円相当の冷凍冷蔵庫の御寄附をいただいたというところで、その分の20%プラス消費税分が今回の140万4,000円になるというところで、当初予算に置かしていただいた22万円につきましては、また今後あるかもしれないということで、そのまま残させていただくというふうなところで、大変申し訳ございません、当初予算には想定をしてなかったというふうなところで、今回補正をさせていただいたというところでございます。

私からは以上となります。

○議長（栗原 廣哉君） 廣納財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（廣納 智彦君） 総務課、廣納でございます。澤田議員様の4点目の御質問でありました、集落集会所整備事業の補助金の補正の時期といいますか、予算計上の時期でございますが、当初予算の段階では要望等が今回、今年度はなかったというところでございますが、令和8年2月8日ですね、衆議院選挙が急遽執行されたというところでございまして、南小田区の南小田集会所につきましては投票所ということでお世話をいただいております。その投票の最中に空調が壊れたということが発生いたしまして、その段階では当初予算の計上に間に合わないという状況でございました。区長様とも調整する中で、早くても6月のこの議会での対応になるというふうな協議をさせていただいております。今回、予定どおりというわけではございませんが、当初予算に間に合わなかったというところから、6月補正ということで計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） 7番、澤田議員。

○議員（7番 澤田 俊一君） 7番、澤田です。それぞれ一定の理解はしました。

地域活性化起業人の件については、産業建設常任委員会のところでも申し上げたように、やはり公金を扱ってますので、今回、昨年から継続されてて、辞退者については、この制度は使わないけども神河町と関わりますということです。それは理解できるんですけども、仮に、昨年度やられたけども、もう何の理由もなしに撤退されると、そういうことがないようにしないと、前年度にやはりこちらから、町の財源はほとんどないとしても、やっぱり公金ですので、その執行については十分慎重、執行というよりも契約を結ばれる段階での精査を特にお願いしておきたいなと思います。

コミュニティ助成事業についてなぜお尋ねしたかということ、福本区が過去に３年連続、ずっと区長さん一生懸命申請されたんですけども、３年とも不採択になりました。その説明というか、そういうのがしっかり届いてないようなことがあります。やはり区としては必要で、一応これ、テーブルにのったということは、ほかの制度の利用ではなしに、これで該当するであろうということで町としてもテーブルにのせておられて申請されるわけですから、やっぱり前年度、テーブルにのせておられた部分が不採択になったというのは、次年度にはやはり何らかの配慮があってもいいんじゃないかなと私は思いますので、質問をさせていただきました。

あと、ウェブシステムについては理解をしました。一応、いわゆる成功報酬というか、手数料というか、そういうふうに理解してよろしいですね。

あと、集落の集会施設の整備事業の補助金については、状況は分かりました。一般的には区長会等で要望出されるんは秋口やと思いますんで、年度途中でもそういうことができるのであれば、そういうことも今後、区長会で周知をお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。地域活性化起業人につきましては、今、澤田議員が言われましたとおり、やはりきちっとした見える形と、産業建設常任委員長の報告にもありましたとおり、見えるような形で、また委員会のほうでも報告をさせていただきたいというふうに思っております。

基本的には、起業人に参加していただける事業者、個人につきましては３年以内というふうな条件付というふうなところでございますので、３年以内にオフィスを構えるというふうなロードマップの下で活動していただいているというふうなところでございますので、当初、契約するときにはきちっとそういったものを使いながら、今後においても活動していただく、契約をしていただきたい、していくというふうなところでしっかり御理解をいただきたいというふうに思います。

また、コミュニティ事業助成金の部分で、また福本区の例を出していただきました。ありがとうございます。毎年この事業を実施する際には、区長会のほうにおきまして、こういった事業説明、それから優先順位をつけますよというふうな形の中で説明をさせていただいております。続けて出してきていただける事業、区におきましては、続けて出してきていただくというふうなところの説明もさせていただいておりますので、出していただいた上で、その年度での優先順位というふうなところにつきましては、ずっと続けて出したからというふうなところではないんですけれども、状況も含めて、確認をしながら優先順位をつけさせていただきたいというふうに思いますので、ここにつきましては、中身を十分検討させていただくというふうなところで御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ここで、質疑の途中ですが、暫時休憩します。再開を３時１０

分とします。

午後 2 時 5 0 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

○議長（栗原 廣哉君） 再開します。

引き続き質疑を行います。質疑のある方。

1 0 番、木村議員。

○議員（10番 木村 秀幸君） 1 0 番、木村です。1 点教えてください。

1 1 ページの 1 7 節備品購入費で、体育用具等購入費。これ、グリーンエコーの体育館と言われてましたが、この 4 2 万 9, 0 0 0 円、何に使うのか、教えてください。

○議長（栗原 廣哉君） 松原商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（松原 良人君） それでは、木村議員の御質問にお答えします。

こちらにつきましては、4 月 1 日から町のほうで管理委託を行っております笠形体育施設の野球場、運動場ですね、運動場のほうの整備に必要な、まずレーキマットといいまして、金属製の車で引っ張るタイプのグラウンドを整備するマットを 1 枚、それと、ベースがもう大変劣化しておりますので、ベースを一式、そして、ティーネットですね、何ていうんですかね、ゲージの近くに置く、ティーネットを 3 枚購入させていただきたいと補正させていただいております。以上です。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、第 5 7 号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 1 8 第 5 8 号議案

○議長（栗原 廣哉君） 日程第 1 8、第 5 8 号議案、令和 8 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 8 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）で、当初予算以降、補

正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第4条の資本的支出で、機器の不具合による更新工事を実施するため、建設改良費で715万円の増額をしております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額715万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 詳細説明を求めます。

中野上下水道課長。

○上下水道課長（中野 宏昭君） 上下水道課の中野でございます。第58号議案、令和8年度神河町水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。水道事業会計補正予算実施計画の資本的収入及び支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設費の工事請負費でございますが、山田浄水場の第2水源におきまして、取水井の水位計並びに取水流量計が老朽化により不具合が発生し、更新を行わなくてはならないため、工事請負費715万円の増額補正を行います。

以上で令和8年度水道事業会計補正予算の詳細説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（栗原 廣哉君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、三谷議員。

○議員（5番 三谷 克巳君） 5番、三谷です。山田浄水場で機器の不具合が発生したということなのですが、ということは現在も故障いうんですか、それが続いていて、実際、上水事業に支障が来しているかどうか、その辺はどうでしょう。

○議長（栗原 廣哉君） 中野上下水道課長。

○上下水道課長（中野 宏昭君） 上下水道課、中野でございます。三谷議員の御質問にお答えいたします。

現在は職員の点検にて定期的に見ておりまして、今のところはちゃんと水位の機能が果たしておりまして、停止・起動がちゃんと動いている状態でございます。ただ、いつ止まってしまうかが分からないので、早急な更新を考えております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑のある方。

8番、小島議員。

○議員（8番 小島 義次君） 8番、小島です。今に関連した質問をさせていただきます。

老朽化という形なんですけども、これは取り付けてから何年ぐらいになるのか、その

耐用年数等、それが近づいてくると、やっぱり定期点検はされていると思うんですけども、定期点検で傷む前に取り替えるとか、そういうことはされないのでしょうか。

○議長（栗原 廣哉君） 中野上下水道課長。

○上下水道課長（中野 宏昭君） 上下水道課、中野でございます。小島議員の質問にお答えいたします。

水位計につきましては昭和51年当初から、そして、流量計については昭和60年からのものとなっております。こちらの分につきましては、目視による監視を行っております。実際には4月に点検を行っているときに不具合が発生していたというのが分かっております。こちらの分については、職員のほうで定期的に点検をして取り替えなければならないものは取り替えるようにしております。以上でございます。

○議長（栗原 廣哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗原 廣哉君） 討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（栗原 廣哉君） 起立全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（栗原 廣哉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から6月17日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から6月17日まで休会と決定しました。

次の本会議は6月18日午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会とします。御苦労さまでした。

午後3時19分散会
